



時報 しやりんけん

第 2 号
2009

南山大学社会倫理研究所

もくじ

ご挨拶	社会倫理研究所所長	丸山 雅夫	1
-----	-----------	-------	---

特 集

第2回社会倫理研究奨励賞			1
--------------	--	--	---

全体講評		加藤 尚武	2
------	--	-------	---

最終候補論文講評			3
----------	--	--	---

第2回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿 「環境保全の公共哲学」の射程		吉永 明弘	4
--	--	-------	---

学 界 報 告

オックスフォード留学便り		奥田 太郎	8
--------------	--	-------	---

熊本便り		山田 秀	10
------	--	------	----

ハリマオ再考		中野 涼子	12
--------	--	-------	----

活 動 報 告

2008年度懇話会・シンポジウム報告			14
--------------------	--	--	----

第3回社会倫理研究奨励賞候補論文募集			24
--------------------	--	--	----

活 動 予 告

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトと2009年9月の国際会議			25
-----------------------------------	--	--	----

『教会の社会教説綱要』翻訳の完結と出版記念シンポジウム			27
-----------------------------	--	--	----

社 会 倫 理 の 道 標

ブッシュからオバマへ：『例外主義』から『協調主義』へ	宮川 佳三		30
----------------------------	-------	--	----

規範倫理学を真剣に学ぶための20冊		鈴木 真	34
-------------------	--	------	----

研 究 所 活 動 記 録

平成20年度（2008年度）活動記録			38
--------------------	--	--	----

研究所主要スタッフ研究業績			40
---------------	--	--	----

南山大学社会倫理研究所スタッフ			42
-----------------	--	--	----

編集後記			44
------	--	--	----

ご挨拶

社会倫理研究所所長 丸山 雅夫

本年も、『時報しゃりんけん』を公刊する時期を迎えることになりました。澤木前所長の後任として仕事を始めてから、早くも1年が経過したことになります。新所長として如何ほどのことができたかは、いささか心許ないものがありますが、研究所そのものの活動は、活発なものであったと評価しております。詳細は後に記載されている諸報告をご覧くださいできれば幸いです。昨年のもひとつの特徴は、懇話会の回数を減らして、特定のテーマのシンポジウムを増やしたことです。本年度もこの方針を継続したうえで、まとまりのある活動を実現したいと考えています。もちろん、社会倫理をめぐる錯綜した現状の中で、新たなテーマへのチャレンジも疎かにはできません。限られた諸資源の中で最大限の努力をしていくつもりです。是非、多くの方々のご協力をお願いいたします。

3月には、第2回社会倫理研究奨励賞の授与式を行いました。第1回に比べて応募論文数が減少するなど、必ずしも広く認知された賞にはなっていない現実があります。若手研究者の発掘という使命を全うすべく地道な運営をしていく必要を痛感しているところです。本賞は、「未完の利器」となるべき人材を対象としたものです。遠慮のない応募をお待ちしております。

特集

第2回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

昨年度第2回の募集は、2007年12月1日から2008年11月31日までに日本語で公刊された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて14篇の応募がありました。そして、2009年2月20日、第2回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、受賞論文は、

吉永明弘「『環境倫理学』から『環境保全の公共哲学』へ—アンドリュー・ライトの諸論を導きの糸に」（『公共哲学』第5巻第2号、118-160頁、2008年9月）

に決定致しました。

尚、最終審査に残った最終候補論文は以下の4篇です（順不同）。

- ・池田丈佑「『ポストアウシュビッツ救出原理』としての『保護する責任』」
- ・小城拓理「国籍とその取得について」
- ・林誓雄「おとり捜査の運用論」
- ・藤木篤「船員のアスベスト被害、その実態と課題—元船員の証言より」

第2回社会倫理研究奨励賞選定委員会

加藤尚武【委員長】	鳥取環境大学名誉学長 / 東京大学特任教授	哲学・倫理学
伊勢田哲治	京都大学大学院文学研究科准教授	科学哲学・倫理学
川崎 勝	南山大学経済学部教授	日本近代史・経済思想史
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科教授	法学
山田哲也	南山大学総合政策学部教授	国際法・国際機構論
坂下浩司	南山大学人文学部准教授	古代哲学史
鈴木貴之	南山大学人文学部講師	哲学
マイケル・シーゲル	南山大学社会倫理研究所 第一種研究員	神学・和解学

全体講評

第2回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 加藤尚武

さまざまな領域の専門家が、社会倫理の論文の審査をすると、それぞれ自分の専門領域に関して厳しい審査をすることは当然である。応募する側から見ると、たとえば自分は倫理学の専門家であるのに刑事訴訟法の領域に越境して主題を拡張したのだから、単に刑事訴訟法の論文として評価されたのでは不服であると言いたくなるだろう。本来ならば社会学の論文として審査されなければならないアンケート調査報告が、生命倫理学の論文として提出されることもある。社会倫理という主題が、そもそも領域を超えるという特色をもつので、個別領域での審査基準と多数領域にまたがること自体の独自性の評価とが、審査会場では、ぶつかり合う。

個別領域の論文として、一定以上の水準を満たしていない場合には、その論文そのものの学術的な価値が成り立たないので、基礎的な文献を思い切ってたくさん読んでおく必要がある。たとえばアンケート調査報告の場合には、調査活動そのものについてのデータが、社会調査の条件を満たしていなければ、資料としての価値が認められない。

既成の領域が存在しない新領域の場合には、資料の扱いについては一見有利であるが、実は、不特定の資料が無数に存在する。今回、入選した環境倫理学の論文は、これまで専門領域として確立されていなかった領域が、

専門化しつつあるという理論状況で書かれている。しかし、そこで使われる専門用語は意味が不確定で、よほど内容的に踏み込んだ理解をしていないと、「仲間だけに通ずる隠語」(jargon)になってしまう。人文・社会科学の場合、一度あいまいな言葉が学術用語として定着してしまうと、あいまいな言葉で囲まれた領域として専門領域が作られてしまって、外から見ると学問的な価値があるように見えて、実は中身がないということになる。「超越」、「ポスト・モダン」、「関係性」、「アイデンティティ」、「他者性」など、無数のあいまい語が氾濫している。

吉永論文は、アメリカでの環境倫理の論争の一角である、ライトの主張を明確に切り出して紹介している点が優れている。ただし、環境倫理の全体的な俯瞰図のなかで、ライトの主張をどのように位置づけるかの記述は不十分である。入選論文でキーワードとなっている「環境プラグマティズム」という言葉も、危険なあいまい語になりつつある言葉で、環境倫理学の外部にいる人々に、問題の輪郭と重要度がしっかりと伝わるような執筆態度を確立することを、期待したい。■



最終候補論文講評

池田文佑 「『ポストアウシュヴィッツ救出原理』としての

『保護する責任』

「保護する責任」論が、現代国際社会における人道的価値や人間の尊厳の確保において、いかなる実践の意味を持つかは、国際政治学・国際関係論からのアプローチだけでは十分な考察は望めない。池田論文がこのような問題意識に基づいて執筆されたことは明らかであり、国際政治学・国際関係論と（応用）倫理学の接合を目指した意欲的作品である。

他方で、「ポストアウシュヴィッツ救出原理」の存在が自明であるのか、また、「介入と国家主権に関する国際委員会」報告書における「保護する責任」とポストアウシュヴィッツ救出原理との結び付きなど、更に踏み込んだ考察を必要とすべき点が残されていると思われるので、今後の検討課題にして欲しい。

小城拓理 「国籍とその取得について」

小城氏の論文は在日外国人の国籍取得という社会的に重要なテーマに思想史の研究者がとりくんだという意味で、本賞の主旨になかった意欲的な論文として評価できる。しかし、内容的にはまだ問題点と提案の列挙におわっており、問題点と提案をつなぐ背骨の部分がしっかりしていないきらいがある。議論の重要なポイントで「酷ではないだろうか」といった感覚的な理由が使われおり、もっときちんとした議論を組み立てることが期待される。

また、在日外国人の問題はさまざまな文化的・社会的要因がからむ問題であるのに、そうした面を捨象して国籍法という切り口だけで分析することにも疑問がある。そもそも在日外国人が日本国籍がとりやすくなった方がいいかどうかということもそうした背景をふまえて慎重に判断されるべき問題であろう。今回はおしくも選外となったが、社会学者などと協力する形で研究を深められることを切に期待する。

林哲雄 「おとり捜査の運用論」

「おとり捜査」というすぐれて刑事法的な論点を応用倫理学の問題として考察し、一定の提言をしようとした意欲は高く買える。しかし、その意図は、必ずしも十分に成功しているとは言いがたい。「おとり捜査」をめぐる問題は、犯罪を未然に防止する目的で犯罪に誘い込んだ者に教唆犯が成立するか（未遂の教唆）という実体法上の問題と、そのような捜査手法によって獲得された証拠等を有罪認定に利用することが許されるか（違法収集証拠の利用の可否）という手続法上の問題として議論されている。本稿で扱われた「罟の抗弁」は、後者の問題として、アメリカで大きな議論を呼んだものである。しかし、こうした観点だけで「おとり捜査」を議論するのは、応用倫理学の議論としては狭きに失するものと言えよう。ここには、応用倫理学における研究の困難さが顕著に表れている。法律の研究者などとの対話を前提として検討がなされれば、さらに深みが増すとともに、より説得的なものになりえたと思われる。応用倫理学としての独自性とともに、他の学問分野との連携を意識したうえで、一層の精進をされることを期待するものである。

藤木篤 「船員のアスベスト被害、その実態と課題—元船員の証言より」

本論文は、社会問題化している建設労働者をはじめとするアスベスト被害とその補償をめぐる、ほとんど注目されてこなかった船員を対象として、元船員三人からの聞き取り調査に基づく事例研究である。船内での作業環境から生じる疾患、その被害の立証・補償への困難な実態を明らかにした点は評価できる。しかし、調査サンプルが少ないといわざるを得ず、今後いっそうの調査を踏まえた研究の深化と、臨床倫理学への取り組みを期待する。■



第2回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿

「環境保全の公共哲学」の射程

第2回社会倫理研究奨励賞受賞 吉永明弘

学術領域としての「環境倫理学」は、1970年代にアメリカで誕生し、日本には1990年代に本格的に導入された。しかし近年、これまでの環境倫理学のあり方に対して批判が相次いでいる。ここでは、受賞論文『「環境倫理学」から「環境保全の公共哲学」へ——アンドリュー・ライトの諸論を導きの糸に』の背景として、これまでの環境倫理学の議論とそれに対する批判を紹介し、それをふまえて論文の概要を述べ、最後にその後の展望を記す。

論文の背景

1996年のEnvironmental Pragmatismの刊行は、アメリカの環境倫理学における一つの転機となった。編者のアンドリュー・ライトとエリック・カツは、序文の中で、これまでの環境倫理学の論争点を4点にまとめている。①守るべき対象を生き物個体の生命とみなす（個体主義）か、それとも生態系全体とみなす（全体論）かに関する論争、②環境問題の原因は人間中心的な見方（人間中心主義）にあり、人間以外の生き物や生態系全体を中心とした見方に改めるべきという主張（人間非中心主義）をめぐる論争、③自然には、人間の利害関心によって付与された価値（道具的価値）から離れた、それ自体で固有の価値（本質的価値）が備わっている、という主張をめぐる論争、④環境倫理学において複数の価値や原理の提示を積極的に認めるのか（道徳的多元論）、それとも環境倫理学は一つの原理に従って構成されるべきなのか（道徳的一元論）に関する論争。

そして、これらの論争の結果として、現在では「全体論」「人間非中心主義」「本質的価値」「道徳的一元論」をとることが、環境倫理学のコンセンサスとなったという。彼らは、このコンセンサスに対して異議申し立てをするとともに、このような諸論争（まとめて「自然の価値論」と呼ばれる）に終始したことが、環境倫理を現場、実践、問題解決にむけての応答から遠ざけたとして批判する。そして今後の環境倫理学は、実際の環境政策に影響を与えることを目指すべきだと主張して、その立場を「環境プラグマティズム」と名づけたのである。

現在では、このような主張は広く共有されているように思われる。日本でも、これまでの環境倫理学に対して

辛らつな批判がなされており、また「環境プラグマティズム」の主張について共感を寄せる論者も多い。その一方で、「プラグマティズム」という呼称がもたらす混乱もあり、その方法論に対する「哲学の放棄」という批判もある。このような状況をふまえて、今日では、「環境プラグマティズム」の問題提起を受け止めたうえで、その先により積極的な提案をすることが必要といえる。

論文の概要

本論文は、このような問題関心のもとで、ライトの諸論に従いながら、「環境プラグマティズム」を「環境保全の公共哲学」として再定式化することを目的として執筆された。またその中で、これまで見過ごされてきた「都市の環境倫理」という議論の紹介も行った。

ライトは、"Contemporary Environmental Ethics: From Metaethics to Public Philosophy" Metaphilosophy, Vol.33, No.4, July 2002, Blackwell Publishingの中で、これまでの環境倫理学は現実の環境問題の解決に貢献してこなかったという主張を敷衍している。彼によれば、環境倫理学は、①環境学の他の研究者、特に、環境がもたらす人間の福祉に関心をもつ専門家たちとの学際的連携に失敗し、②幅広い聴衆に向けたアピールができないために、環境危機の解決に対して哲学的に貢献することに失敗し、③環境保全運動を行っている人々の実際の動機（「弱い人間中心主義」）を捉え損なっているために、人々を環境保全に向けて動機づけることに失敗している。

このような現状に対して、彼は、環境問題のような差し迫った課題については、価値理論の構築よりも、自然を守るよう人々を動機づけることのほうが重要であると考えている。そして彼はそれを環境倫理学の「公共的な」仕事と規定する。

ここでの彼の主張は、これまでの環境倫理学の力点は、価値理論の構築を目指す「メタ倫理学」だったが、これからは人々を環境保全へと動機づけ、現実の環境問題への応答を目指す「公共哲学」を行うべきである、ということになる。ここでは、先に「環境プラグマティズム」として語られたことが、「メタ倫理学から公共哲学へ」という表現で主張されている。ライトの意図が、アメリカ

のプラグマティズム思想によって環境倫理学を基礎づけることではなく、環境倫理学の公共的な仕事を行うことにあることを考えれば、「メタ倫理学から公共哲学へ」のほうが、彼の意図にそった呼称といえるだろう。

また「環境プラグマティズム」という呼称は、ややもすると、環境問題に対して一貫性のない場当たりの対応をするような態度として理解されるおそれがある。しかし、彼の議論はそのようなものではない。そのことは、彼が近年繰り返し行っている「都市の環境倫理」に関する議論を見ればわかる。そこでの彼の主張は、①持続可能性の観点から都市の集住や公共交通のシステムを再評価し、②都市における復元生態学（restoration ecology）のプロジェクトへの市民参加を促進することによって、③環境に対する責任（ecological citizenship）の涵養と実践を図る、というものである。

彼はこれらの主張を一貫して行っており、この姿勢は決して場当たりのものではない。ただ、これまでの環境倫理学の立場からすると、彼の主張は以下のような反論にさらされるだろう。①都市環境は「自然」が失われた環境ではないか。環境の持続可能性に対して、都市は悪影響を及ぼしているのではないか。②人間が再生させた自然は「偽物の自然」であり、それを自然というのは「大いなる嘘」ではないか。③環境に対する責任と ecological citizenship を同じものとしているが、混乱を招くものではないか。彼は ecological citizenship をどのように理解しているのか。

ライトはこれらの疑問に対して、次のように応えている（以下は、Light “The Urban Blind Spot in Environmental Ethics” Mathew Humphrey (eds.) Political Theory and the Environment: A Reassessment Frank Cass Publisher, 2001、および Light “Urban Ecological Citizenship” Journal of Social Philosophy, Vol. 34, No. 1, Spring 2003, Blackwell Publishing による）。

第一に、都市に注目すべき理由は、都市が実は「環境持続性」を維持するシステムであり、「効果的な都市交通」と「集住」（density）によってエネルギーが節約できているという点にある。「集住」から離れていくことは環境持続性の達成にとって大きな障害となる。このことは都市の「スプロール化」への批判の根拠の一つとなる。また、インナーシティやその居住者たちの問題を取り上げないことは、ゲットー化、貧困、富と権限の不平等な分配、汚染、社会不安から利益を得ている人々を助けることになる。最後に、原生自然に対する経験を重視する主張は、

明白なジレンマに陥る。なぜなら多くの人々が原生自然を経験するために足を運ぶと、その地域における自然の安定性や生育可能性が脅かされるからである。しかし都市でも同種の経験は可能である。

第二の点について、ライトは、人間が再生させた自然が「偽物の自然」であるかどうかよりも、復元生態学への参加的なかわりによって、人々が自然に対して関心を持ち、環境保全を行う動機付けが生まれることを重視している。参加的なかわりがあれば、そこに危害を加えることを許しはしないだろうし、逆にそれがないと、フリーライダー問題や、法の直接的な違反が発生する。すなわち、環境に関する法律が上から命じられているが、地域住民が環境保護に無関心な場合、その法律を尊重する動機がほとんどないことになる。

第三に、ライトの言う ecological citizenship は、具体的に「都市に住む人々」（citizen）の都市内環境に対する責任を指す。彼はここで、市民的責務を重視し、市民参加や市民の徳の涵養を強調する「共和主義」の理論に依拠しつつ、シチズンシップを、市民がお互いを知り、交流できるくらいの小さな規模において見出されるものと捉えている。そこから彼は、スプロール化に反対することや、大都市を地区に分割して小規模の公共体（local publics）を設定することを勧めている。これは「集住」を擁護するもう一つの論拠になっている。

ecological citizenship については、一般には、アンドリュー・ドブソンの議論が有名である。ライトはドブソンの議論にはふれていないが、比較検討する価値がある。

ドブソンの議論の大意をまとめると次のようになる。グローバルな環境問題は全員が加害者であり被害者である（対称性がある）という言葉説は誤りで、実際には加害者と被害者が明確に存在する（非対称性がある）。そして加害者は被害者に対して、「慈恵・互恵」の観点からではなく、「正義」の観点から補償を行う「義務」がある。

ドブソンの ecological citizenship の概念は、このような主張に基づいて構想されている。彼によれば、ecological citizenship の空間は、個々人の環境との代謝及び物質的關係によって創造されるものであり、それは、人間が日常生活の生産および再生産を行うことで環境に負荷を与えているという事実から創出される。そこでの義務と責任は、そうした環境負荷（ecological footprint）によって、現在と将来双方の他者の有意義な生活に向けた機会が奪われないことを保障することにある（ドブソン、福士・桑田訳『シチズンシップと環境』日本経済評論社、2006

年)。

このように、ライトが共和主義を背景にして、ローカルな都市における市民の責任性を問題にしているのに対し、ドブソンは主にグローバルな正義を問題にしている。二人は ecological citizenship という言葉で全く別の議論を行っており、それは混乱を招くものである。ecological citizenship については、ドブソンの用法が定着しつつあることを考えると、ライトの主張は「共和主義的な観点からの都市環境に対する市民の責任」としてストレートに規定するほうがよいと思われる。

最後に付け加えるべきは、ライトの関心はローカルな領域のみに向けられているのではない、ということである。彼のねらいの一つは、身近な環境問題に具体的に関与させることを通して、グローバルな環境問題へも関心を向けさせることにある。これは「動機づけ」を重視する彼の主張と整合的である。

以上のライトの議論は、今後の環境倫理学の有意義な方向性を示すものとして賛同できるものである。ただ用語法については若干の難点がある。第一に、ライトの総論は、環境倫理学を、価値理論の構築を中心とする「メタ倫理学」から、人々を環境保全へと動機づけ、現実の環境問題への応答を目指す「公共哲学」へと移行させることを求めるものであった。このことを直接に唱えたほうが、「環境プラグマティズム」という言葉を用いるよりも、誤解も少なく、幅広く受け容れられると思われる。第二に、ライトの各論としての「都市の環境倫理」の中で提出されている ecological citizenship の概念は、内容からすると「共和主義的な観点からの都市環境に対する市民の責任」というものであり、このように表現したほうが混乱が少ないと思われる。

ここまで見ていくと、この議論は「環境倫理学」の内部に収めるべき性質のものなのか、という疑問が生まれる。環境問題への応答を第一に考えるならば、重要なのは、環境倫理学の中で公共的な仕事が行われることよりも、むしろ環境保全という公共的な目的の中で倫理学者が一定の役割を果たすことだろう。そこで本論文では、「環境倫理学」をより学際的で実践的な分野へと発展させるべく、「環境保全の公共哲学」として定式化してみた。

第一に「環境」(environment)については、「主体をめぐり囲むもの」(that which environs)という定義から、いわゆる自然だけでなく、文化的・人工的な環境も射程に入れるべきである。とりわけ 21 世紀においては都市環境が人々の最も身近な環境になっており、その事実を無視

するわけにはいかない。

第二に「保護」(protection)や「保存」(preservation)ではなく「保全」(conservation)としたのは、人間の環境にたいする主体的責任性(「手入れ」する責任)を強調するためである。環境保全の現場において、倫理学者はそこで用いられる規範的な概念の分析と明確化によって一定の役割を果たせるだろう。

第三に、「公共哲学」(public philosophy)としたのは、ライトの主張する「公共哲学」を、日本で進んでいる「公共哲学」の運動と関連づけて発展させるためである。日本における「公共哲学」は、「実践的でかつ学際的な、公共性の実現を目指す哲学」とされている(小林正弥「公共哲学の概念——原型、展開、そして未来」『公共研究』第2巻第4号、千葉大学公共研究センター、2006年、36頁)。環境問題に対しても、倫理学だけでなく、さまざまな分野の知見を動員することが必要であり、かつ現実の問題に応答することが重要である。

以上三点は、ライトが諸論文で主張していることを敷衍したものでもあり、このような形でこそ、彼の考えは十分に表現できると思われる。

展望

論文では、「環境保全の公共哲学」の像を総論的に描いてみた。ここでは、その射程に収めるべき「都市の環境倫理」を考えるための手がかりを、「都市の持続可能性」「都市内自然」「都市の居住環境(アメニティ)」という三つの角度から提出してみたい。

「都市の持続可能性」を考えるヒントとして、倉阪秀史が提唱する「永続地帯」(sustainable zone)構想がある。永続地帯とは「その区域で得られる再生可能な自然エネルギーと食糧によって、その区域におけるエネルギー需要と食糧需要のすべてを賄うことができる区域」のことである。詳細は下記 HP に譲るが、これは都市の持続可能性の指標として有益なものといえる(<http://sustainable-zone.org/>)。

食糧に関しては、都市の自給自足を考える上で、「市民農園」の試みが重要になってくる。またこれは「都市内自然」や「都市の居住環境(アメニティ)」という観点からも有益である。そもそも、市民農園のルーツであるドイツの「クラインガルテン」は、都市住民(特に子ども)の福祉や教育を目的にしたものであった(穂鷹知美『都市と緑』山川出版社、2004年)。この点からすると、農地だけでなく、住民に親しまれている緑地も、積極的に

保全すべき対象となるだろう。

最後に、「都市の居住環境（アメニティ）」を確保するためには、都市計画が重要な役割を果たすが、他方で注意も必要である。松原隆一郎は、美しい景観の「創出」というコンセプトで、身近な景観が急激に改変されることに對し、長く住んでいる住民たちが反発したという事例を挙げている（松原隆一郎『失われた景観』PHP新書、2002年）。また桑子敏雄は、「原体験をもつことのできる空間」を設計することに対する違和感を表明している（桑子敏雄『感性の哲学』NHKブックス、2001年、54頁）。これらは環境に対する個々人の経験のあり方を、設計によって一義的に決定することに対する批判である。都市計画と個々人の経験を折り合わせるには、都市計画に対する、住民を含む多様なアクターの「参加」が重要になってくる。

以上をふまえて、ここでは都市の環境倫理として、①持続可能な都市システムを形成し、②都市内自然とのかわりを尊重し、③都市計画における住民参加を促進する、ということを提案する。この先に求められるのは、さらなる学際的・具体的・各論的な議論である。■



オックスフォード留学便り

奥田 太郎

南山大学社会倫理研究所准教授
第一種研究員

昨年春より、オックスフォード大学哲学部のアカデミックビジターとして英国オックスフォードにて留学生活を送っています。アカデミックビジターとは、海外の大学に在籍する研究者全員に開かれた非正規のポジションであり、各ビジターには図書館の利用、各種研究会・セミナー等への参加、その他の便宜が図られ、個人研究のための充実した環境が提供されます。また、私の受入教員であるロジャー・クリスプ教授の計らいにより、オックスフォードの応用倫理学の拠点であるオックスフォード・ウエヒロ実践倫理センター(Oxford Uehiro Centre for Practical Ethics)への出入りも許され、数百年前から変わらぬ街並みの中で、伝統的な哲学研究と最先端の哲学研究を往復する日々を過ごしています。

10 Merton Streetにある哲学部の建物では、学期中はほぼ毎週、哲学史、科学哲学、言語哲学、倫理学など多岐にわたる領域のセミナーや講演会が開かれており、オックスフォード内外から招かれた大御所から新進気鋭の若手まで多様な顔ぶれの講演者によって毎回刺激的な議論が提供されます。私はその中でも、主に自分の専門分野に関わる「道徳哲学セミナー」になるべく毎回参加するようにしています。取り扱われるテーマは、プライバシーや戦争などの応用倫理学的考察からシジウィック倫理学の解釈に至るまでさまざまではありますが、具体的なテーマの中で、既存の倫理学理論の再検討を促すような討議が交わされることも多く、勉強になります。個人的には、デイヴィッド・ウィギンズ氏による「倫理的なものの根本にある連帯」と題された講演が印象的でした。若手の議論のスタイルが、どちらかといえば、英米倫理学の系統の外には出ずに、思考実験に基づく分析的アプローチで概念分析を行うものが多いのに対して、ウィギンズ氏は、連帯の概念分析の中で、英米倫理学の系統をしっかりと踏まえながらも、文学やローマ法、大陸系の思想などを融通無碍に持ち出して自説を展開していました。議論の内容もさることながら、そうした世代間の研究スタイルの違いに触れたこともまた興味深い経験となりました。

このセミナーは、教員、大学院生、一般に開かれたものですが、もう少し内輪の講義やセミナーにも潜り込ん

でみました。ひとつは、学部生の一般教養科目的な位置づけにあるコアレクチャーのうち、倫理学概論に出席しました。コアレクチャーは、エグザミネーションスクールズと呼ばれる大教室を擁する建物の中で行われます。学期ごとに担当者が変わるようで、私が出席した学期はちょうどクリスプ教授が担当していました。2時間の枠の中で、講義に費やされるのは1時間のみで、毎回1つのテーマについてざっと概説が行われます。ひとつの学期において講義やセミナーが行われるのは8週間なのですが、なんと驚くことに、1時間ずつの講義8回分という短い時間の中で、規範倫理学とメタ倫理学のだいたいのところを一般の学部生向けに講義してしまうのです。おそらく各カレッジで学部生に対して行われるチュートリアルが充実しているからこそできることなのでしょう。ヒュームに関するコアレクチャーにも出席しましたが、同様のレベルであり、驚かされました。

また、ジュリアン・サヴァレスキュ教授の担当する「応用倫理学ディスカッショングループ」というセミナーにも参加しました。ここでは、大学院生が自らの研究内容を手短かに報告し、それについて参加者全員で討論を行います。参加し報告した大学院生たちはそれぞれに、荒削りながらも、自分自身の研究課題を明確にもち、各自のテーマについて、経験的事例や思考実験を使って分析的に論じようとしていました。サヴァレスキュ教授は、各研究報告に対してコメントするとともに、望ましい論文の構成のあり方や応用倫理学研究の目的など方法論的なアドバイスも行うなど、巧みな教育的配慮でグループを導いていました。次世代育成の現場に立ち会うことで、英米系の現代倫理学研究の原型に触れられたように思います。

その他、ウエヒロ実践倫理センターやジェイムズ・マーティン 21 世紀学園 (James Martin 21st Century School) が提供する各種セミナーにも時折顔を出しています。オックスフォードでは、生命医療倫理と戦争倫理への取り組みが多いようで、前者の領域では、とりわけ、脳神経倫理、エンハンスメント問題に精力的に取り組む研究者が多く（もちろんこれは英国に限らず日本を含む世界的動向ですが）、後者の領域では、学際的なプロジェクト機関と

してオックスフォード倫理・法・武力紛争研究所 (Oxford Institute for Ethics, Law and Armed Conflict) が新たにスタートし、(現在社倫研も着手している)「保護する責任」なども研究テーマとなっているようです。毎週数多くの興味深いセミナーが同時並行で開催されているため、すべてに出ることは不可能ですが、いくつか出席した印象では、手堅さよりも新しいアイデアや実践的含意などが重視されているように思われました。

いずれにせよ、大学の中で、教育と研究のいずれにも全力が傾注され、さらに、日本では経験したことのないような密度と頻度で公開・非公開のセミナーや講演会が開かれており、研究者相互の討議が多岐にわたって継続的に行われている、というのがオックスフォードでの日々の中で最も強く残った印象です。これは確かに、オックスフォード特有の強み、すなわち、研究者の層の厚さ、資金の潤沢さ、歴史と伝統に根ざすネームバリューによって支えられてはじめて可能になるものなのでしょう。特に、歴史の蓄積、伝統という点は、他の大学が今から真似ることのできない決定的な強みです。しかしながら、たとえ最先端の研究であろうとも、その足場として伝統的な営みの蓄積が尊重され続けることで、目先の流行に過度に左右されることなく足腰の強い研究が可能になる、ということ、また、他方で、伝統に固執しすぎることなく、

新しい試みに対して積極的に開かれた態度で挑んでいくことがかえって伝統を色褪せない力強いものに磨き上げる、ということ、これらは、いずれにあらうとも当てはまる学問の王道だと思います。

こうして、さまざまな学びの機会に顔を出す他、図書館で自分の研究を少しずつ進めたり、オックスフォード在住の日本人研究者の会に出て、主として理系の研究者の方々とバブで互いの研究について語り合ったり、天気の良い日はだっ広い公園で読書をしたりと、ゆったりとした時間の中でメリハリのある日々を送っています。残り半年間は、この一年間で得た有形無形のことどもを研究成果として形にする作業に勤しもうと思います。英国社会に関するその他の四方山話はまた機会を改めてご報告致したいと思います。■



熊本便り

山田 秀

前 南山大学社会倫理研究所教授
第一種研究員

南山大学社会倫理研究所に勤めて、そして本冊子『時報しゃりんけん』の創刊、つまり準備号及び創刊号の発刊に関わって後、西の方熊本大学法学部に移籍した私に、シーゲル所員から一つ記事を書いてもらいたいとの連絡を受けた。こちらに引っ越してきてからの研究状況などに関連したものをものするという依頼内容である。

はて、何を書けるものだろうか？と考えると研究はそんなに進んでいない。環境が変わったので、その辺りから先ず書き始めることにしよう。

.....

熊本大学は九州の中央に位置する。少なくとも地理的にはそうである。しかも、かつては政治的軍事的にもそうであった。熊本城を想起されるがよい。熊本鎮台を想起されるがよい。ここで我が薩摩軍は東進を阻まれたのであった！私は薩摩っ子である。ご先祖様も西南の戦さに従軍した。しかし、戦後は福岡が九州の偽首都になっているかのようである。とは言え、私はこうしたことにはたいして拘ってはいない。

熊本大学は、そのキャンパスが三カ所に大別されるが、熊本城から北東に位置する立田山の南の麓に文系及び理系キャンパスがある。その南を白川が流れており、風水的にはひじょうに良好な位置にあるらしい。文系キャンパスはバス道路（国道 337 号線）の北側に南側の理系キャンパスに対して南面している！（北面でないことに注目されたい。）しかし、我が国の総合大学一般のご多分に洩れることなく、文系は理系に比して見劣りすること甚だしい。しかし、これは建物の外見に着目してのことである。学内では南北問題が語られるが、それは人口に膾炙した南北問題とは様相が逆転していること、言うまでもない。

精神的に文系は充実していなければならない。その拠り所は？熊本内では、これも大方の予想されるとおり、夏目漱石を渴仰すること大いなるところがある。もちろんそれはそれでいいのだが、丁度慶応義塾大学にて福澤諭吉がそして彼のみが「先生」であると聞き及ぶのと同様に、しかし、そこに集い学問研究に携わり人間の成長を相互的な交流のうちに遂げるべく努力しなければ、何の意味も有しないであろう。それに少しでも資するよう、

熊大法学部は教職員事務職員ともに学生に関わりたいと願っている。

その実現のために何を実施できるだろうか？新米の教官の一人として私の眼にとまったことを中心に先ず述べよう。

法学部では、一年次生から四年次生まで各学年、基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ、演習Ⅰ、演習Ⅱという具合に、演習が必修として開講されている。私の場合は、初年度基礎演習Ⅰと演習Ⅰ（法哲学）及び演習Ⅱ（法哲学）を担当。基礎演習Ⅰは前期 2 単位である。因みに基礎演習Ⅱも 2 単位。押し並べて、開設科目は 2 単位となっており、その理由の一つは、平成 16 年（2004 年）4 月の法科大学院（法曹養成研究科）の設置に伴い法学部教員から移籍する者がかなりの員数に及ぶこととなり、学部教員の担当科目負担の適正化をはかる趣旨にあるらしい。17 名により構成される基礎演習Ⅰでは、代表的な判例を素材として、毎回 2 ないし 3 判例を報告して貰うことにして当日レジュメを配布して貰った。司会もゼミ生に担当して貰った。こうして、各人平均して判例報告を 2 回と司会 1 回を担当している。私はなるべく口を挟まないように自重したが、事前に判例の確認とか日頃の不勉強ぶりを反省したものだ。

演習Ⅰ及び演習Ⅱは、合同で実施。ゼミ生は 3 年生 2 名、4 年生 3 名。前期は A・カウフマンの『法哲学（第 2 版）』を教科書指定とし、毎回報告者を指定して、レジュメを睨みながら全員討論を繰り返した。カウフマンは日本でも著名な法哲学者で、旗幟鮮明なトミストとして研究を開始して行ったが、晩年は少し距離を取ったかに見えた。カトリック教会の文書も登場しているところ、訳者は教会関係の用語もラテン語も不案内なようで、とんでもない訳語、訳文にいたるところで出くわした。翻訳の倫理が問われよう。別宮貞則先生の教訓がいたく身に沁みる。後期はそれぞれの学生が自分のテーマを選びそれについて討論を重ねてきた。学部教育に携わり初年度から楽しい場に恵まれている。

さて、学部開講の担当科目はこれまた 2 単位の「法の理論」（後期開講科目）である。私が学生時代は、法理学（法

哲学) 4 単位、国法学 4 単位、法思想史 4 単位であった。それと比べると 6 分の 1 という単位数である。思いきり絞り込んで講義計画を立ててはみたが、実際始めてみて相当無理があった。それでも、第 3 回から第 13 回までは毎回 7～8 割は英文の教材を準備しておいた。これは受講登録者が 226 名という恐ろしく多数であり、普通の教材配布では学生がよい加減な気持ちで受講しかねないと考えたからである。毎回出席して、重要箇所を苦勞して理解するという作業を累積することを通じて、少しでも借り物でない「自分の」見解を形成し磨いていくという経験に役立てて欲しいと願ったからである。そして、最後の講義で試験についての心構えと予告を話した。そのうちの一つに、先生の見解の引き写しではいけない旨を伝えた。剽窃、コピーは駄目だと。終了後、何人か学生が質問に来た。一人は初回から偶に質問する学生である。最初の頃は先生の話に少し戸惑いましたが、だんだん納得が行くようになり、別の見解を書くというのはとても困難ですといった趣旨の発言であった。実は、私も水波朗先生の法理学を聴講したときに同様の経験をしている。その学生には、自分が思ったままを書いて下されば、結果的に僕の話したことと同じであってもちっとも構わないのですと答えておいた。そして、この学生の場合は素晴らしい水準のものであった。とても嬉しい想いである。

順風ばかりではない。大学院 (社会文化科学研究科) 博士前期課程の法哲学 (前期 2 単位)、法哲学演習 (後期 2 単位) 及び博士後期課程の社会倫理学演習 (前期 2 単位) はいずれも受講希望者ゼロであった。三つともカトリック自然法論に関連するシラバスを用意しておいたのだが、残念な気持ちである。

法科大学院での法哲学 (後期 2 単位) は、4 名の受講者がおり、生命法学を取り上げて演習形式で授業を行った。教材は、ホセ・ヨンバルト、秋葉悦子共著『人間の尊厳と生命倫理・生命法』である。ヨンバルト先生も秋葉先生も、研究所の懇話会に講師としてお越し願った素晴らしい先生である。ロースクール生にとっても他の実定法科目と違って取っ付き難かったかも知れないが、所期の目的は一応達成できたように思う。

以上は教育に関連する内容の紹介である。肝腎の研究はどうか？これはお恥ずかしい限りである。『熊本法学』第 116 号に「批判的合理主義と伝統的自然法論—カール・ポパーとヨハネス・メスナーに寄せて— (一)」を寄稿した。3 回又は 4 回の連作になる予定である。ポパーは著

名過ぎて私の能く論ずるところではなかろうが、我が国では偏った見方しかされていないのではないかと、否そこまで言わなくとも、相当の偏光プリズムを通してしか見ていないのではないかと。これが執筆の直接の動機である。詰り、批判的合理主義の総帥がじつはメスナー流の伝統的自然法論に強い共感を抱いていたことは我が国の学者先生には寝耳に水でしかなかろう。

その外にもいろいろと着手してみたい論題はあるが、実行に着手してから口にすることにしたい。尚、学部教員は 30 名であるが、20 年振りに再会した同僚もいれば新しく知り合った同僚もいる。新参者を温かく迎えてもらっており、感謝に堪えない。

.....

法学部棟の南には、国の重要文化財にも指定されている美しい煉瓦造りの五高記念館がある。その南はちょっとした森の中を道が曲線を描いて正門まで続いており、毎日ここを通る。途中学生会館や生協があり、この辺りではオーケストラの練習風景を眺めるほか、遅くまで学生らがたむろしている。如何にも大学キャンパスという感じが漂い、微笑ましい光景である。黒髪文系キャンパスは、九州の国立大学の中では最も美しいキャンパスと言われているようだ。2 月も下旬だというのに、5～6m 程の樹高のロウバイが満開を僅かに越したところである。



学 界 報 告

ハリマオ再考

中野 涼子

シンガポール国立大学日本研究学科助教授 / 前 南山大学社会倫理研究所研究員
<ryoko.nakano@nus.edu.sg>

『快傑ハリマオ』というテレビドラマの名を聞いたことがあるだろうか。これは、1960年から61年の間に、日本テレビ系で放映されていたドラマである。日本人と思われる人物、ハリマオ（マレイ語で、虎の意）が、西洋諸国に占領されているマレーやジャカルタなどの東南アジアの地で、現地の人々を陰謀から救う物語である。白いターバンを巻き、サングラスをかけるという出で立ちは、さながら月光仮面を思わせる。怪しげで未知な東南アジアにおいて、正義の味方であるハリマオとその仲間たちが苦難に立ち向かいながら邪悪な悪者たちと戦う姿が、日本人視聴者たちの人気を集めたと言われている。

さて、私はこのハリマオの存在について、シンガポールに来るまで全く知らなかった。日本からシンガポールに旅立つ少し前に、上智大学の吉川元（げん）先生から、ハリマオ再考の機会がありますように、というメールをいただいた時も、はて？と思うだけで、サーチエンジンで検索をして概要をつかんだもののそれ以上のことはしなかった。ところが、シンガポール国立大学に赴任して間もなく、このドラマについて無関心でいられなくなってきた。なぜなら、幸か不幸か、この大学で「日本とシンガポール」という授業を担当することが決まったからである。

「日本とシンガポール」は、他学部の学生も受講可能な160人程度のクラスであり、私と、もう一人の文化人類学者による1時間45分の講義と、1時間の小クラス・ディスカッションから成り立っている。私の相方はシン

ガポールにおける日本のコミュニティやポップカルチャーについて語り、私は国際関係論の立場から日本のシンガポール占領期から現代の東南アジアにおける日本の外交政策までを担当する。ここで、戦後賠償（いわゆる「血債」問題）から二国間の自由貿易協定のほか、広く日本と東南アジアの関係について話をするが、冷戦時代の日本とシンガポールの経済発展を中軸に据えた協力関係とは裏腹な、日本の東南アジアに対するイメージが『快傑ハリマオ』に鮮明に表われていることが私の興味を引いた。授業でドラマの一部を紹介したところ、60年代の日本ドラマとあって新鮮だったようだ。シンガポールの若者たちは、日本のポップカルチャーについてかなり詳しいが、このハリマオを知っている学生は一人もいない。それもそのはず、



日本では復刻盤がDVDで販売されているが、私の知る限り、シンガポールでは手に入れることができない。また、たとえ入手可能だとしても、ステレオタイプの東

南アジアのイメージは、あまり受け入れやすいものとは言えないであろう。

さて、このハリマオには、モデルが存在する。谷豊（1911-1942）という実在の人物である。幼少期から彼の家族はマレーシアに移住し、マレー文化の中で育った彼はイスラム教に帰依した。満州事変後、日本と中国の対立が深まる中、彼の妹が中華系のギャングによって惨殺されると、彼はその復讐も兼ねて、盗賊として生きるようになったそうだ。このときに盗んだ品々を貧困に苦しんでいたマレーの人々に分け与えたことが、その後のハリマオ伝説を作ったと言える。日本が真珠湾の米軍基地を攻撃した頃、彼はマレーの地で日本の課報員として働くようになった。このため、彼は、日本のマレー攻略を手助けした英雄として日本では記憶されるようになったと言われる。

この谷豊の話がハリマオとしてドラマ化されたことは、私にとって驚きであった。テレビでの放映は1960年代である。日本は戦争に敗れ、平和な国として再出発したはず、である。しかし、日本の東南アジアとその支配国に対するイメージは、1930年代のものほとんど変わるところがない。ここで出てくる登場人物は、日本人と思われるハリマオのほか、英雄の助けを必要とする東南アジアの「土人」、この人々を抑圧する白人、さらに、白人たちと手を組んで金儲けをしようとする狡猾な中国人である。すなわち、「南方」の人々は素直でフレンドリーだが無知もしくは従順であるため、自らで大国の支配から逃れることができない。帝国主義国の白人と利益のみを追求する中国人は、これをいいことに東南アジアにおいて傍若無人に振舞い、現地の利益をむさぼっている、というイメージである。

ここでの「南方」の人々のイメージは、1930年代に『少年倶楽部』という子供向け雑誌に掲載された絵物語『冒険ダン吉』に描かれた人々の姿とあまり変わらない。この物語では、日本人の少年が南洋の島の王様になり、現地の人々（描写された人々の肌は真っ黒）を従えて、ジャングルを舞台に様々な挑戦に立ち向かっていく姿が描かれる。ここでも、日本人は「文明」を意味し、南洋の人々は「未開」を意味しているのである。このようなステレオタイプが、「東亜新秩序」「大東亜共栄圏」などが提唱される時代に生産されていったことは驚くことではないが、同じような物語は1960年代にも作られていたことは何を意味するのだろうか。

十分な資料がないため、ここで早急に結論を導き出

すことは避けたいが、日本のアジア主義を捉えなおす上では、非常に面白い題材という感じがする。私がこれまで研究対象としてきた近現代の日本においては、アジア太平洋戦争を分水嶺として、「戦前」と「戦後」に分けて歴史を捉える傾向が強かった。しかし、『快傑ハリマオ』のような作品は、敗戦、米国による占領、民主化を経ても人々のアジア認識や西洋認識がそれほど変化しなかったことを物語る。そして、その変化しなかった部分は、すなわち批判的に検討されてこなかった課題でもあると言っている。

冷戦時代の国際社会における日本とアジア諸国との間では、指導者レベルのプラグマティズムによって平和条約、賠償協定などが結ばれた。これにより、国交が回復し、経済的な協力関係が発展したが、それに伴って人のレベルにおける相互理解が進んだとは必ずしも言えない。自戒をこめて言えば、日本における東南アジア理解、もっと言えば中国や韓国の近隣諸国についての理解は、まだまだ浅いと思われる。日本とアジアの近隣諸国との距離が縮まり、交流が増えても、いまだ棘のように残る「歴史問題」は、まさにそうした課題の積み残しが生んだ結果であると言える。

経済的な協力関係は交流の機会を増やすが、それがそのまま相互理解につながるわけではない。このことは、私が10年かけて研究をしてきた矢内原忠雄の言葉、「利益は結びつき、又離れる」に端的に表されている。相互理解には、相手を理解しようとする意志が必要であり、それがなければ、「歴史問題」は「問題」として永遠に存在していくことになるだろう。日本からシンガポールに取り寄せて視聴した『快傑ハリマオ』は、そのような相互理解を可能にするための視点が欠けていた日本の近現代史を、批判的に検討する契機を与えてくれそうだ。■

活動報告

2008年度懇話会・シンポジウム報告

第一回懇話会

2008年4月24日(木)

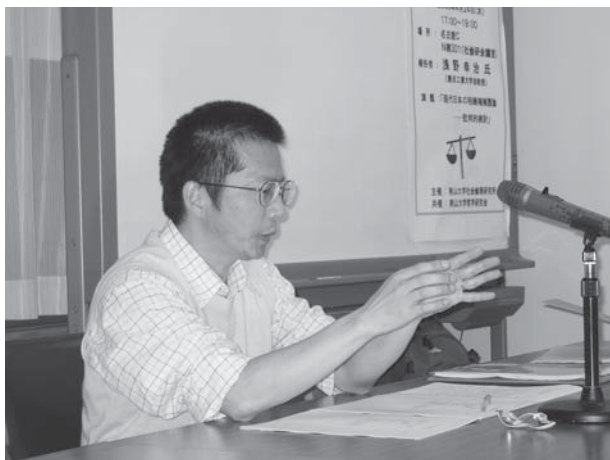
南山大学名古屋キャンパス N棟3階会議室

浅野幸治先生(豊田工業大学准教授)

「現代日本の相続権擁護論—批判的検討」

この懇話会は南山大学哲学研究会との共催となったので、同研究会の服部が報告することになります。

浅野先生の問題意識は、近年リバタリアンと呼ばれる人々がおこなっている相続権否定を相続権擁護論者はどうのようにして論駁できるか、というものです。浅野先生ご自身の立場はリバタリアンに近く、相続権は否定するとのことでした。しかし、この懇話会ではもっぱら、擁護論を検討して、それが成功していないという形で議論が進められました。



浅野先生の議論の流れは概略、次のようでした。すなわち、まずリバタリアンの相続権否定論の根拠をざっと説明し、次に、現代の日本における相続権擁護論の代表的見解と先生が考える、扶養説、潜在的持ち分説、意思説、生前契約説などを批判的に検討する。そして、それらのいずれもが相続権を擁護していないと結論づけるというものです。たとえば、扶養説は、故人によって扶養されるはずであった者には相続する権利があるというものです。これは扶養される必要のない者の相続権を正当

化できないと浅野先生は批判されます。潜在的持ち分説は、個人の財産形成に潜在的に寄与した者には相続権があるとするものですが、浅野先生によれば、これは現実的には財産形成に潜在的に寄与していない者が相続するという実態を鑑みれば、相続権の擁護になりません。

浅野先生の報告の後、1時間ほどの質疑討論がなされました。意思説を、死ぬ瞬間に「私の財産を〇〇にあげるよ」と約束することと理解すれば、約束された〇〇氏がその人の財産をなせもらう権利がないのか、という趣旨の質問がありました。これに対する浅野先生の答えは、死者が誰かに何かを贈るということはありません、なぜなら、死者にもはや何も権利がないから、というものであったように思います。しかし、これは質問の前提を受け入れないものであり、なぜその前提を受け入れることができないのかが説明されないと、納得するのは難しいように思われます。法と道徳を連続的に捉える立場と、法と道徳を分離して捉える立場が考えられるが、浅野先生はこの点をどう考えているのか、との質問に対しては、そのようなことを意識して考えてきたわけではないが、どちらかと言えば法と道徳を連続的に捉える立場に近いと思う、というのが浅野先生の答えでした。ロックの私的所有論の話から議論が始まったことからわかるように、浅野先生の議論では「近代的私的所有」の概念が当然のことにように前提されていましたが、「近代的私的所有」の概念が存在していない、あるいは「近代的私的所有」の概念とそうでない所有の概念が混在しているような国(たとえばオーストラリアなど)で、浅野先生のような議論はどれだけ有効なのかというコメントもありました。おそらく、先生の念頭にはこうした問題意識はなかったと思われ、ご自身の明確な答えはなかったように記憶していますが、いわゆる近代西欧文化が世界中に広まる中で、伝統的文化の中に近代西欧文化を何らかの仕方を受容しつつも、さまざまな問題を抱えている国々が多い現代にあっては、あらためて考えてよい問題かもしれないと思いました。すべてを紹介できませんが、ほかにも多くの質問やコメントがあり、非常に活発な議論が交わされました。

私自身の感想を述べれば、相続権の議論か相続制度の議論か、相続する側の権利の議論か相続させる側の権利の議論か、こうした点が混在したまま議論されているような印象が残りました。たとえば、扶養説では、「遺族が故人の遺産を相続する根拠は、遺族が故人に扶養してもらう権利にある」とされるわけですが、ここでは遺族の側の権利として相続（する）権（利）がとらえられています。これに対して、意思説が論じられる場面では、「意思説は、相続の根拠は故人の意思にあると答える」というように、直接には、相続する側の権利（の根拠）が問題になっているのではなく、相続させる側（の権利？）が問題になっているように見えます。また、ここでは権利というよりはむしろ相続制度の根拠が問題になっています。相続権はそのような制度があった時にはじめて生じる派生的なものとなり、したがって間接的に論じられるにすぎないでしょう。このあたりはもう少し整理した方が議論がスッキリしたのではないのでしょうか。

服部裕幸

南山大学人文学部教授

第二回懇話会

2008年5月17日（土）

南山大学名古屋キャンパス N 棟 3 階会議室

伊佐智子氏

（久留米大学・熊本県立大学非常勤講師）

去る 2008 年 5 月 17 日（土）、南山大学名古屋キャンパス N 棟 3 階会議室（N301）にて、2008 年度第 2 回懇話会が開催されました。講師に久留米大学・熊本県立大学非常勤講師の伊佐智子先生をお招きして、「わが国のリプロダクティブ・ライツをめぐる問題状況と議論状況について」というタイトルでご講演をいただきました。

ご講演では、「リプロダクティブ・ライツ」の定義、意義等を説明していただいた後、「中絶問題とリプロダクティブ・ライツの関係」、さらには、「生殖補助医療とリプロダクティブ・ライツの関係」についてのご自身の見解を紹介していただき、最後に「生殖とはどういうことなのか」ということについても言及していただきました。具体的なご講演の内容は下記の通りです。



最初に、「リプロダクティブ・ライツ」をめぐる現況について、生む／生まないに関する自己決定の問題、死後生殖や代理懐胎などのような生殖をめぐる問題、医師不足に起因する医療現場における問題のほか、人口学的な視点からの少子化問題など様々な問題が指摘され、本講演では、これらの問題を女性のリプロダクティブ・ライツ全体にかかわる問題ととらえること、また、リプロダクティブ・ライツの輪郭を明らかにし、その現代的意義を検討する旨が説明されました。

続いて、リプロダクティブ・ライツの国際的な沿革についての概要、「妊娠と出産の間隔を自分で決定し、女性を取り巻く人間の意思に屈することなく、生むか否かを決める」という言葉に象徴されるリプロダクティブ・ライツの意義が説明されました。生殖を担う性をもつ存在として、健康な性と生殖が保障されることこそが重要であるということが強調されました。

次に、「中絶問題とリプロダクティブ・ライツの関係」については、性行為や妊娠をするか否かについての決定を女性自身に明確に託すこと、また、生殖に関する権利意識と啓発教育を行う必要があるということが強調されました。リプロダクティブ・ライツは、しばしば言われるような中絶の権利だけに限定されるわけではなく、生殖を担う女性の生殖機能を健康に保つために、必要なケアやサービスの享受が含まれるという点にも留意する必要があるという見解を示されました。

また、リプロダクティブ・ライツに関するわが国の議論の現状について、法的・倫理的議論においては中絶の容認派と胎児の生命を尊重する立場が対立する構図を取っており、リプロダクティブ・ライツそのものの意義がなかなか浸透していない、他方、保健・医学等の領域

においてはリプロダクティブ・ライツの重要性が認識され、権利意識を高める働きかけの意義が強調されていると指摘し、リプロダクティブ・ライツが一般女性にも正当に理解されるためには、どのようなことが考慮されるべきか検討していく必要があると主張されました。具体的には、リプロダクティブ・ライツについての本来の議論あるいは概念に立ち戻り、女性の性と生殖に関する権利そのものの意味を考えていく必要がある、とくに、現代においては、性と生殖の乖離、若者の性行動の活発化、成人女性の性に関する無知という問題があり、「望まない妊娠」を回避するための方策を検討していく必要があるとのことでした。従来のジェンダー・バイアスを見直し、生殖を担う人間に必要な教養として性と生殖についての正しい情報を伝えていくことが必要ではないかと主張されました。

続いて、リプロダクティブ・ライツをめぐる新しい問題として、「生殖補助医療とリプロダクティブ・ライツの関係」について、「生む」ということは生殖補助医療技術を使ってまで子を生むということを示すのか、ということについて言及されました。

まず、リプロダクティブ・ライツには不妊であるということも含まれており、この不妊については、どのようなことが念頭に置かれているのかということを検討する必要があるという指摘がなされました。女性が身体的・心理的な理由から妊娠・出産するという役割を拒否する、不妊を望むということは、個人の選択として尊重されるべきである、女性は生むことを強制されるべきではないし、生まないことによって女性の「人間の尊厳」が減じられるわけではないということを主張されました。

次に、生殖補助医療技術の発達と普及によって「生むという選択肢」は拡大されてきているように見えるが、果たしてリプロダクティブ・ライツの「生む権利」の問題なのかということを検討する必要があると述べられました。技術によって人為的に生命をつくり出すことは、第三者（とくに子）に対して多大な影響が及ぶ危険性がある。また、技術が不安定なものであるのに加え、経済的負担や女性の精神的・身体的リスクも大きい。このような様々な理由から、「生む権利」はリプロダクティブ・ライツには含まれず、不妊治療助成金の給付等の対策で不妊治療を実施しやすくすることよりも、不妊となる原因を解決することこそが本来のリプロダクティブ・ライツのあり方ではないかと結論づけられました。

最後に、私たちにとって「生殖とはどういうことなのか」ということについて、言及されました。生殖については、一般的には出生率で語られるということがあるが、世代の継続につながる非常に根本的なものである。生殖は単に瞬間的な「生み、生まれる」ということだけではなく、養育するということが続くべきであるが、日本の議論ではなかなか養育にまで話が進展しない。たとえば、「望まない妊娠」が児童虐待につながっていること、赤ちゃんポスト設置機関などへの相談が多くなっているという現実を考えると、「望まない妊娠でも、やはり生むべきだ」というようなことは必ずしも言うべきではないと主張されました。

最後に、リプロダクティブ・ライツの確立のためには、生む／生まないということについて、各人が自分自身をそのまま受け容れることが重要であり、そのための性と生殖にかかわる正しい教育や情報へのアクセスの可能性を開いていくこと、各人が等しい人間として尊厳をもち、尊重されることを実現していくべきではないかと述べられ、ご講演を締めくくられました。

その後の質疑応答では、リプロダクティブ・ライツの法的性質、リプロダクティブ・ライツを「女性の権利」として強調していくことの意義と危険性、「望まない妊娠」にかかわる男性の権利や義務、リプロダクティブ・ライツをめぐる宗教や価値観の多様化などの問題について議論が交わされました。

梅澤彩

摂南大学法学部講師

第三回懇話会

2008年6月7日（土）15:00～17:00

南山大学名古屋キャンパス

J棟1F会議室（Pルーム）

佐藤直樹先生（九州工業大学）

「ケータイ電話と『世間』」

佐藤先生は冒頭で、ケータイを通じた関係が「親密圏」に閉じる、メールがはじめのツールとなる、という二つの現象が、「IT世間」の登場を示すものだという解釈を提示されました。そこから「世間」の考察に話が進みま

した。佐藤先生によると、日本には「世間」は存在するが、個人 individual と社会 society は不在だとのことでした。この証拠として、日本では権利を掲げる法律が西欧でもつ意義をもたないということでした。Right 権利という語には、正しいという意味もあるが、日本において権利は正しさを決めるものとはみなされていない、というのです。佐藤先生はこの例証として 2004 年のイラク人質事件における被害者とその家族へのバッシング、そして 1983 年に起きた隣人訴訟を挙げられました。隣人訴訟では、ある家族が近所の子供を頼まれて預かったが、その子供が目を離した隙に池で溺死して子供の家族から訴えられました。判決では原告が損害賠償を認められたものの、契約不履行による権利の侵害があるとはみなされず、しかも判決が報道されると原告家族はバッシングを受けて訴訟を取り下げました。佐藤先生によると、このような事例は原告の権利より「世間のオキテ」が優先することを示しています。法律は個人と社会の成立を前提するが、日本ではこれがないためこのような事例がおきるのだそうです。



佐藤先生は「世間」をつくりあげる「オキテ」として四要素を挙げられました。第一に、社会が契約関係で構成されるのに対して、「世間」は贈与・互酬の関係で構成されます。贈与・互酬の関係は、中元・歳暮に代表される「親切－義理－返礼」の連鎖です。この連鎖は西欧ではキリスト教の浸透とともに 12・13 世紀に消滅したそうです。第二に、社会が法の下での平等で構成されるのに対して、「世間」は身分秩序で構成されます。名刺交換、二人称の多様性、敬語、夫婦茶碗は夫の方が大きいといった、外国人が適応しがたい現象が、この身分重視を示しているそうです。第三に、社会では個人とその時間意識が尊重されるのに対して、「世間」では共同体とその時間

意識が尊重されます。都市化と告解によって西欧で成立した個人が、日本には不在だそうです。このことは、「お世話になっています」や「どうぞよろしくお願いします」といった独特な表現や、西欧にはほとんど存在しないという母子心中、そして気遣いの要求される環境から生じる対人恐怖により例証されるそうです。第四に、社会が合理性で構成されるのに対して、「世間」は呪術性で構成されます。たとえば、日本では結婚式は大安がよく葬式は友引にはしないのに対し、西欧ではこのような因習は 12・13 世紀に「贖罪規定書」によって否定されたそうです。また日本では、志布志の選挙違反でっちあげ事件にみられるように「無罪推定の法理」が働かないが、それは犯罪が穢れとして意識されるからだそうです。

このような「世間」に関する長い考察の後、佐藤先生は、日本のケータイの使用の現状が世間の拡大再生産として理解できると論じられました。人々がメールをもったら返さなければならないと考えるのは、「贈与・互酬の関係」の規範の現れで、ケータイによって「つながってなくちゃならない」と考えて相手に配慮するのは、共通の時間意識の尊重の現れだそうです。ケータイは「ひとりでもひとりじゃない」という新奇な状態をつくりだしているが、それは世間がさらに実現される状況をもたらしたということだ、と佐藤先生は論じられました。

講演後には、研究者だけでなく一般の方々からも様々な質問、評価、批判が出ました。文責者も、日本のケータイやメール使用の現状は欧米のものとよく似ているので、日本の特異性によって分析するには無理があるのではないか、また、(自由主義的) 社会の理念が欧米では現実に貫徹されていて世間的共同体は存在しないというという論拠は薄弱ではないか、という懸念を表明しました。

鈴木真

南山大学社会倫理研究所研究員

第四回懇話会

2008 年 6 月 21 日 (土)

南山大学名古屋キャンパス N 棟 3 階会議室

第 4 回懇話会は、宇都宮大学国際学部専任講師の清水奈名子氏による「国連安全保障体制と『保護する責任』の関係性－冷戦後の実行を中心に－」

と上智大学アジア文化研究所共同研究員の堀場明子氏による「インドネシアから見る国連の介入とその問題」の二本立てで開催されました。ここで簡単に概要をご紹介します。

まず、清水氏からは、冷戦後の国際社会において、国内紛争の犠牲者をいかに保護するか、という問題が提起されました。近年、「保護する責任 (Responsibility to Protect)」と呼ばれる問題です。この「保護する責任」を巡る国連の役割が清水報告の中心です。国連を巡っては、「第二次世界大戦の戦勝国が創った戦後秩序維持機構」としての、現実主義的な側面と「より規範的な国際秩序を構築するための機構」としての、どちらかといえば理想主義的な側面が混在しています。清水報告は、「国連は誰の安全をどのように保障するのかという問題を考える必要がある」と指摘する一方、国家によって創られた国連が「人間の安全保障を最優先課題とすることの限界」の存在も指摘されました。



国際法・国際機構論を専門とされる清水氏の報告が、国連、とりわけ安全保障理事会の役割に着目した理論的なものであったのに対し、インドネシア・アンボン島での豊富な現地調査に基づいた堀場氏の報告は実践的・具体的なものでした。堀場氏は、「保護する責任」を国家による自国民の保護を基本的義務と捉える画期的なものと位置づけつつ、その実施や、国家による保護が果たされない場合の国際社会の役割についての問題点が指摘されました。インドネシアにおいても見られたように、国内に放置できない人道的危機があっても、国際社会は内政不干渉原則を盾に沈黙してきたのであり、それぞれの時代背景と大国の思惑が優先されてきたからで

す。その上で、「保護する責任」が具体的な紛争でどのように援用されたか、あるいは、されないかについての実証的な検証の必要性が指摘されました。

両氏の報告とも、「保護する責任を実践するにあたっての国連の役割とその問題点」ということでは共通しており、両氏の間でも、また、出席者との質疑応答の中でも活発な議論が行われました。その一方で、「保護する責任」を議論することの限界も見えたような気がします。というのは、「保護する責任」論の中核は、「他国の甚大な人権侵害を国際社会はいかに食い止めるか」ということにあり、これは、究極的な手段としての武力介入が許容されるか、という問題に行き着くことになります。そうすると、大国の思惑、中立性、他の同様な状況に対して同様の介入が実施されているかという「二重基準 (ダブル・スタンダード)」の問題も出てきます。さらに、日本の役割を議論することになれば、憲法上の限界という問題も出てきます。武力行使も含めた「適切かつ正統な介入のあり方」の議論をどのように深めることができるのか。両氏の報告は、方向性を異にしつつ、共に極めて重い問いかけであったように思います。

山田哲也

南山大学総合政策学部教授

南山大学社会倫理研究所第二種研究員

シンポジウム報告 1

「ガバナンスと環境問題

—自然と人間社会の調和を求めて—

2008年9月17日 (水) 13時～18時

南山大学名古屋キャンパスDB1教室

丸山雅夫所長の開会の挨拶の後、シーゲル研究所員が今回のシンポジウムの趣旨説明をされました。循環型社会、共生、地産地消などという自然と人間社会の調和を構成する理念は明らかになってきた。そこでエコロジーの観点から社会の理想像を描くことはできる。しかし、現在そのような社会に移ることは難しい。社会倫理研究所は、このような認識のもとに「環境とガバナンス」プロジェクトを立ち上げた。今回のシンポジウムでは、環境にかかわ

る社会の経済的、社会的、文化的現状を分析し、環境問題に対する現実的な対策を考えようという趣旨である。様々な環境問題は関連しているので、個々の問題への対応だけでなく、総合的で根本的な解決も視野に入れながら議論してほしい。このような趣旨説明の後、加藤尚武氏（鳥取環境大学名誉学長）が「環境・資源問題と社会科学の使命」と題して基調演説をされました。

講演の焦点は漁業資源の枯渇でした。加藤氏によると、漁業の主たる場である公海は誰かだけのものにすることが現実的な選択肢ではない。したがって、自由に誰でも漁獲できるという状態を独占的所有権の設定によって防ぐことはできない。自己利益のためには今のうちに魚を獲って金に換えておくほうが漁を控えるよりよいため、乱用により公有地が価値を失ってしまうという「共有地の悲劇」が進行している。この乱獲が起こったのは、漁法と冷蔵における技術革新と魚食の世界的な普及による需要の増加のためである。現在の漁獲量は再生可能取獲量を超過しており、それでも魚が不足している。海洋資源の合理的利用のためには科学的調査に基づく実効ある国際協力が必要である。加藤氏は、具体策としては、経済学者ジェフリー・ヒールによる漁獲水準の設定、漁獲許可証の導入、漁獲許可証取引市場の設立といった漁業の市場介入が必要であるという提案を批判的に検討されました。

次に、田中優氏（NGO 未来バンク事業組合理事長）が「日本の地球温暖化問題は、どう解決されるべきなのか」と題して第二の基調演説をされました。話の焦点はエネルギー問題と温暖化問題の現状とそれに対する具体策にありました。田中氏によると、今後石油生産量は増えず消費は鈍化しないと予測されるので、需要が供給を上回ることが予測される。石油をはじめ、天然ガス、ウランといった埋蔵資源の確認埋蔵量は100年未満で尽きる。石炭などはそれ以上あるが、温暖化ガスのために使用が難しい。自然エネルギーへの変換は不可避である。温暖化問題において、日本政府は家庭消費を問題とするが、実際はCO₂排出量の1/5を出すだけであり、排出量の大部分は企業による。発電のために最もCO₂が排出されるが、この電力消費量の大部分を担う産業には電力を消費すればするほど安くなるという料金制度が設定されているのが問題で

ある。太陽、風力、地熱などの自然エネルギーはCO₂の排出量が一般的に少なく、またその発電コストは格段に下がってきている。日本も石油・原子力などの埋蔵エネルギーに頼る方針をやめ、EUのように自然エネルギー利用技術の改良と採用の方向に転換すべきである。

この刺激的な講演の後、石川良文氏（南山大学総合政策学部准教授）が「環境分野における社会科学研究と環境政策の実際」と題して講演されました。講演の第一のポイントは、環境問題の解決における社会科学研究の役割・必要性を把握するために、自然科学と工学とのアナロジーで社会科学と政策学を見てみるということでした。第二のポイントは、実際の環境政策の問題点とその解決策を考察することでした。石川氏によると、地域での環境政策に関して、①政策キーワードの受け売りによる政策手段の目的化、②環境問題の重要性の伝達不足、③政策立案と評価において客観的（定量的）分析が欠如する、といった問題点がある。①については、制度設計の要点、費用と効果分析方法の指針の提示、信頼できる専門家集団の育成と支援が解決の糸口となる。②については、環境心理学による環境配慮行動モデルとマーケティングを導入し、サイレントマジョリティに配慮した立案体制をとる必要がある。③については、環境政策評価方法の改善、環境・経済統合モデルの開発、簡便な定量分析手法の開発、政策評価のための行政データの公開が求められる。

最後に谷口照三氏（桃山学院大学経営学部教授）が「企業を取り巻く環境問題とガバナンス」と題して講演されました。谷口氏によると、社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）を果たす企業経営においては、企業は自らが生み出しう



る環境問題をはじめとする社会問題に対する責任を果たし、人間生活や社会のニーズに応える事業活動を行なう。経済、環境、社会の三つが企業が持続可能性に配慮すべき対象であるが、これまで経済の持続可能性に他の二つが従属させられてきた。しかし、今後はEUなどにみられるように他の二つを優先させるべきである。これまで企業は環境問題に関しては汚染処理を生産プロセスの最後に施すだけであったが、これだと資源問題と環境破壊要因がなくなる。害のあるものを使用せず、省資源、再利用、再資源化を推進して廃棄物が出ないようにする方向に経営を変える必要がある。このようなCSR経営への移行には、企業の株主、従業員、顧客などはもとより、行政機関、NPOなどの市民的社会組織、地域社会の協力が不可欠である。

この後討論が行なわれました。私の記憶に残った質疑は以下の通りです。コンビニの24時間営業の是非に関する質問で、放射能発電所はいつも稼動しているので電気の消費量が夜増えると（そうでなければ使わなくてすむ）火力発電所を使うことになってCO2消費が増える、と田中氏は指摘されました。私がした鉱物資源の枯渇への対応に関する質問には、再利用の技術と仕組みづくりが大切だと田中氏と石川氏が答えてくださいました。最後に南山大学の人類文化学科の学生の荒川さんから、環境問題に対する一般的な指針はわかったけれども、今後5年・10年で具体的に何をすればよいのか、という今後の課題を示唆するような質問が出ました。

鈴木真

南山大学社会倫理研究所研究員

第五回懇話会

2008年11月8日（土）

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルーム

「公正と平和」研究プロジェクト懇話会

「混迷するアフガニスタン情勢と

国際社会の『介入』について」

名古屋大学教授中西久枝先生

「公正と平和」研究プロジェクトは日本の国際関係を取り上げる研究プロジェクトであり、特に憲法改正（つ

まり憲法9条の改正）にかかわりのあるテーマに注目している。以前は日豪合同ワークショップを中心に安全保障、多国間主義などのテーマを取り上げてきたが、憲法改正論議には、「国際貢献」もよく登場する課題である。研究プロジェクトはこれからその課題を俎上に乗せる予定である。そして、その第一段階として、「介入」が必要とされている国、もしくは現に行われている国の情勢や、その国に対する貢献の必要性と可能性を考慮することによって、日本の国際貢献はどんなものになるべきかを考えていくための基盤を作っていくことを計画している。

研究のこの段階の最初のイベントとして、2008年11月8日に名古屋大学の中西久枝先生を招聘し、アフガニスタンの情勢に関する話を中心とする懇話会を開催した。

アフガニスタンの情勢

中西先生は2001年9月の同時多発テロ事件に端を発した対テロ戦争に伴って戦争のあり方がどのように変わってきたかを示す一つの例としてアフガニスタンのことを取り上げた。話の目的はそれを参考にして国際貢献、もしくは国際介入に対する一定の問題提起をすることだった。

アフガニスタンの現状がかなり悪化していることを示すものの一つとして、日本のNGOベシワール会の伊藤和也さんが殺害されたことが挙げられた。伊藤さんの拉致と死は、11月の懇話会では、まだ記憶に新しいものであって、現地の人々の目線で状態を見るNGOの人が殺害されたことは状況の複雑さを示すものとして説得力があった。

伊藤さんの殺害の背景にはケシ栽培が関係していることが述べられた。伊藤さんはケシに代替する作物の栽培を広めようとしていたが、ケシ栽培でやっと食べられるようになった人々はそのような活動を必ず歓迎するとは限らないのである。ましてや、紛争が起きている状況下で、軍閥はケシを収入源に使うから、伊藤さんが行っていたような活動に対する反発はいっそう強まるのである。ケシはやせた地で水があまりなくても栽培できるので、アフガニスタンの地に変向いた作物である。

アフガニスタンは山岳地帯であるという地理的条件、民族がまだら模様であり、その行き交いが激しいという民族条件、そして英露の拮抗の場となったり、民族意識と関係のない国境線が押し付けられたり、冷戦において複雑な経歴を持ったりすることなどの歴史条件のために、統一が特に難しいところである。

中西先生の報告はイランにいるアフガン難民からも証言を受けていたが、その証言から判断すると多国籍軍がいることがむしろ混迷状態をエスカレートさせているということである。大体、対テロ戦争が対象としているのはいわゆるタリバンであるが、タリバンというものは一枚岩ではなく、チェチェン人、ソマリア人なども含めるものであり、普通に理解されているより多様な存在である。タリバンは米国の応援を受けて、ソ連の侵略に抵抗したムジャヘディンから派生したものである。

米国は対テロ戦争の重点をイラクからアフガニスタンへ移し、その後者への派遣軍を大幅に増強する予定である。しかしそれによって状態がよくなるとは考えがたく、おそらく数年後には、米国もまた混乱の状態を残して撤退するということが予想される。

外部勢力の介入とケシ栽培の問題の関連性も指摘された。それは外部勢力に抵抗するための資金源としてケシ栽培にいつそう頼るようになることだけでなく、外部勢力が増えれば増えるほど麻薬の売却ルートも多様化し、効率化するという現実もある。

武装解除は治安の回復の条件であり、日本がそのために責任を取り、主な出費を負担することになったが、武装解除を可能にする土壌ができておらず、武装解除が進まないままではほかのかたちの支援を図っても、それが軌道に乗るすべはないだろう。



戦争のあり方の変化

さて、戦争がどのように変わってきているかということになると、その新しい要素の一つは「戦争の外注」である。それは、国家を一切の戦争行為の主体にするという、中世から近代にかけてのヨーロッパの流れにまったく相反することであり、戦争のあり方における甚大な変化で

ある。この「外注」に伴う問題を説明するために、中西先生は特に地方復興チーム(PRT)という、アフガニスタンの復興のために採用されている手段に言及した。こういうチームは兵隊、警察、および復興開発エキスパートから成り立ち、エキスパートが兵隊や警察に守られて活動するという形式になっているが、それは異なる様々な会社の人たちであるゆえに、チームワークが取れなく、また人材の入れ替わりも激しいため、政策の一貫性は保ちにくい。そのためになかなか成果が上がらない。

この「外注」(つまり人材の外注)は戦争の私企業化を意味するのであり、利益目的で戦争行為に携わる戦争のアクターの到来を意味するのであり、これがタリバンのような非国家組織に加わり、戦争主体をいつそう複雑化させている。主体が複雑になり多様化するにつれて、政策の統一管理も難しくなる。そして、そうして外注によって勢力に加わった人が戦争の目的を共有しているかどうか、むしろ反対の勢力に共鳴しているのか、未知数のまま戦争が継続するという問題もある。

更に、多国籍軍部隊が戦闘の単位になることは戦争のあり方における変動である。これもウェストファリア体制そのものが変化した事態であると考えべきである。この現象も「外注」のものと関係があり、多国籍軍に加わっている兵隊は必ずしも多国籍軍を派遣している国の人ではなく、その国が「外注」で募ったまったく関係のない国の人だという例もある。兵隊の技術(武器を扱う技術など)が高度化すればするほど兵隊の育成が困難になり、この事実も「外注」の背景にある。また国内の反戦運動を引き起こさないため、自国の兵隊ではなく、外注によって雇われる兵隊に頼ったほうが良いという理屈もある。

なお、介入のいくつかの問題点も指摘された。大体、介入の目的は「国家再建」であったり、「グッド・ガバナンス」のことであったりするが、これは国家を強化することを意味するが、同時に国家を弱める傾向にあるグローバル化が進められており、相反する動きとなっている。さらに、暴力による介入の場合は、草の根レベルの暴力を逆に助長してしまう心配や、外注に伴って関わるようになる私企業がグッド・ガバナンスに相反する方向に動いてしまう心配などが指摘された。

更に、戦争はどんなに悲惨なものであるとしても、長続きするとそれに対する一種の依存が成立する。その依存とは精神的な面もある。つまりメンタリティが戦争によって影響されるのである。しかし同時にその依存は経済的なものでもある。つまり、戦争のために収入ができ

るようになるのである。アフガニスタンのように戦争が長続きしたところでは、戦争が終わると食べていけなくなる人が出る。

まとめ

この話の言わんとすることをまとめると、おそらく次のようなことになるだろう。介入が必要とされる国の状況は複雑であると同時に、介入する勢力も複雑で動機においても政策の理念においても統一性があるとは限らない。そのような状況下での国際貢献について考えるとき、その複雑さを認識する必要がある、戦争の主体、つまりだれがだれと戦っているのかということが定かでない状況になってしまっていることと、介入する勢力にも主体のあいまいさもあることも認識する必要がある。

この話は一つの国の例であって、決して何らかの結論を出すようなことはもちろん考えられないが、参考になる問題提起はなされたように思う。

まずは、アフガニスタンの情勢の複雑さは最初に取り上げられたが、介入、特に武力をもったの介入が必要とされるほとんどの状況は似たような複雑さを抱えているであろう。例外はあるかもしれないが、ほとんどの場合はかなり複雑な状態でなければ、介入は必要とされないだろう。

その複雑さに度合いの差があるだろうし、いろいろな側面もあるだろうが、複雑さの一つの側面は現地で敵対しあっている勢力を、正当性のある勢力とそれがない勢力に分けることが容易にできないということである。特に武力による介入は必然に片方の勢力に味方し、もう一方の勢力に敵対することになる。アフガニスタンの場合、それはつまり北部同盟に味方したタリバンに敵対することになった。タリバンは一枚岩ではないということ是指摘されたが、それは似たような状況のすべての勢力に当てはまるだろう。従って片方の勢力に味方し、片方の勢力に敵対することは少なくともある程度の不正に加担し、ある程度の正当性に敵対することを意味するであろう。それはどのような問題を残し、また現地の社会の中に、そして現地の社会（あるいはその中の一部）と国際社会の間にどの程度の亀裂を残すか、将来においてその亀裂によってどのような問題は生じるかは重要な問いかけであろう。

更に、介入する勢力自体が多数の国から派遣される場合、ましてやその勢力が正規の国軍から派遣される兵隊

と、「外注」によって貧しい国から募られた兵隊の両方から成り立ち、その入れ替わりが激しい場合、統一性と戦略の一貫性はどのように図ることができるかということも課題であるように思う。なお、介入する勢力の中でも、介入の目的と相反し、その目的を裏切って現地の状況をいっそう混乱させてしまう要素の存在が十分にありうることも認識されなければならないだろう。例えば中西先生が指摘した多国籍軍とケシ売買の関係から、この問題が窺える。

現時点では、このプロジェクトは、回答ではなく明確な問題提起を求めているのであり、この懇話会がそのために参考となる材料を与えてくれたように思う。多数の状況と多数の視点を参考にして考えていく必要があるので、この路線で研究プロジェクトを継続していく計画である。

マイケル・シーゲル

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員

シンポジウム報告2

去る2008年12月6日、「保護する責任（以下、R2P）」研究プロジェクトの一環として、ミニシンポジウム「保護する責任－現場と理論から見た意義と問題点－」が開催された（南山大学名古屋キャンパス本部棟第3会議室（A B）にて行われた【編集】）。以下に、報告と討論の概要を紹介する。

1. プログラム

■報告

「NGOの視点から見たR2P」木山啓子（特定非営利活動法人ジェン理事・事務局長）

「R2Pを巡る問題状況：現場と理論の架橋」清水奈名子（宇都宮大学国際学部専任講師）

「国際法の視点から見たR2P」西海真樹（中央大学法学部教授）

「「保護する責任」を果たさない国家という「国際問題」」石田淳（東京大学大学院教授）

■コメント・質疑応答

2. 報告の要旨

（1）木山啓子（特定非営利活動法人ジェン理事・事務局長）

現在、ジェンは紛争や自然災害からの復興と自立支援を目的として、アフガニスタン、イラク、スリランカ、パキスタン、南部スーダン、ミャンマー、新潟を行っている。人道支援を行っている者たちにとっては、R2Pという言葉が登場する以前から、我々が行ってきた活動そのものだとすることに思い至った。もちろんR2Pの概念は広く、軍隊による人道支援やさらには武力介入、もしくは復興支援も含まれる。その一方で、軍とNGOの活動のあり方を巡ってはクリアしなければいけない問題がたくさんあるだろう。現状では軍隊が住民の自立を支える形での支援ができる状況にはなっていない。せつかくのR2Pという考え方を活かすには、その辺を十分に議論する必要があるだろうと思っている。



(2) 清水奈名子 (宇都宮大学国際学部専任講師)

私が考える R2P とは、既に国々が果たしている責任を説明する概念ではなく、むしろ主権国家が負うべき責任について、ある種の目標、あるいは、国際社会で目指すべき価値とか秩序を概念化したものであり、「規範的な概念」だといえる。規範としての魅力の一方で、その実現の困難さについては悩まざるを得ない。国家を前提として作られている国際社会がある。しかし、そこで人間中心的な、それも規範的な秩序をどのように作っていくか。特に、自分の専門分野との関係で国連の果たす役割と限界を改めて検討する必要があると思う。

(3) 西海真樹 (中央大学法学部教授)

R2P という考え方は新しいものではなく、人道的介入(干渉)論が微妙に取り込まれている。生命の危険に瀕している人々がいる場合にそれを放置できないという、人道的救援やアクセスも同じ発想にある。そこには一種の社会契約論的な発想があるといえよう。すなわち人民の福祉に反するような政策をとった政府に対しては人民

の側には抵抗権があるというルソーの発想である。R2Pの場合、政府がそのような責任を果たさない場合には国際社会がそれに代わって責任を果たすのだという部分が新しい部分なのである。

(4) 石田淳 (東京大学大学院教授)

冷戦後、旧ユーゴのように文民の保護する責任を果たせない国家というのが出現したり、国際テロ活動を取り締まる責任を果たせない破綻国家が存在するということが国際問題として取り上げられるようになった。それがR2P登場の背景であり、R2Pを果たせない国家の存在が国際問題であるという見方が出てきたと思う。特定国家の体制に対して武力を行使することで平和を維持・回復しようという着想は、一方では平和、もう一方ではイラクのように軍縮の名の下に武力行使をするという倒錯的な現実を生み出している。

3. ミニシンポジウムを振り返って

当日は多くの学生が参加し、出席者の間はもちろん、学生からも多くの質問が寄せられた。R2Pを巡る議論は今後も国際政治学・国際法学の中で行われることになると思われ、当研究所としても引き続きプロジェクトを進めていきたい。

山田哲也

南山大学総合政策学部教授

南山大学社会倫理研究所第二種研究所員



社会倫理研究奨励賞

第3回候補論文

只今応募受付中!!

■「社会倫理研究奨励賞」とは？

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、経済の発展、科学技術の発展がもたらすさまざまな倫理的諸問題を、包括的に探求し、「人間の尊厳のために」という南山大学の教育・研究モットーの内実を明らかにすると共に、「善き生」を支える教養の再建を目指す研究所です。現代における社会倫理研究の重要性は大きく、21世紀を生きる若い研究者の皆さんの意欲的な研究活動を奨励し、現代の知的ニーズに応えることは社倫研の果たすべき社会的役割であると考えています。

■社会倫理研究とは？

一応の手掛かりとして最も短い定義をご紹介しますと、「倫理学の一分野で、社会領域における倫理的行為規範を論ずる学問」（アルフレート・クローゼ）があります。

従来の倫理学の枠組みとの対比で言えば、倫理的行為に関連する基礎的概念や理論的反省を含む基礎倫理学と区別される応用倫理学のうちでも、いわゆる個人倫理学を除いた部分ということになります。この意味での社会倫理学は、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、或いは、教育や医療や経営などの諸制度を対象とするもの、更には、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするもの等まで、実に様々な領域を考察対象としています。

また、応用倫理学といっても、その方法論について、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理学的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会学的、統計学的、教育学的、歴史学的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。方法論を制限せず、学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究すべてを審査対象領域と致します。

優れた論文を ご推薦下さい!!

応募要領

審査対象となる著作物 2008年12月1日から2009年11月30日までに日本語で公開された論文

締め切り 2009年12月10日必着（随時受付中）

応募方法 応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を南山大学社会倫理研究所ウェブページ（<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

他薦方式：本人以外の人物による推薦文を添付すること

自薦方式：本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

応募資格 原則として論文公刊時に40歳未満

審査方法 第3回社会倫理研究奨励賞選定委員会の協議によって審査します。

審査結果の公表 受賞者の氏名および受賞論文名を2010年2月下旬に社倫研ウェブページで公表します。

授与式等 2010年3月中旬に授賞式を行い、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2010年5月発行予定の時報しゃりんけんに掲載されます。

副賞 30万円

* 審査の過程で当研究所が得た個人情報、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



活動予告

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト と2009年9月の国際会議

社会倫理研究所では2009年度から「ガバナンスと環境問題」というテーマで研究プロジェクトを開始することになった。

趣旨について

ヨーロッパにおける産業革命から始まった工業化とそれに伴って広まった市場経済による生態系への損害が認識されるようになって既に久しい。この問題は1930年代にすでにかなり話題になっていた。当時は市場経済による農地への影響が特に注目されていた。1960年代に入ると、例えばレイチェル・カーソンの著名な著書『沈黙の春』が多くの人々の注意を引き、特に1970年以降になると幅広い環境運動が成立した。最初のアース・デイは1970年に行われた。少なくとも先進国においては、今生きている大半の人間は環境問題に関する認識が普及している社会の中で生まれ育っているのである。しかし、その認識に釣り合うような対策が成立しているとは言いがたい。オゾン層の破壊に関しては対策が採られ、その破壊に歯止めがかけられているが、オゾン層の破壊と特定の都市における公害以外のすべての問題は、改善も歯止めもなく、悪化する一方である。

認識があるのに行動ができていないのが現実である。この研究プロジェクトは対策を妨げている要因に注目し、認識に釣り合う行動計画をどのようにしてできるかを探索することが目的である。実際に、循環型社会、共生、地産地消などの理念に基づいて考えれば、自然環境に一致し、持続可能な社会の構想はそれほど難しくない。問題は今の社会からそのような社会に切り替えることである。

環境問題を包括的に捉えるだけでなく、貧困、平和などの他の問題とも関連付けて包括的に、そして学際的に取り上げる予定である。ガバナンスのことを広い意味で、つまり一般的な社会の運営の意味で捉える。とくに、行政の役割に注目するが、国際、国家、および地方の各レベルで考え、市民のかかわりを重要な一部と見なす。なお、政治決定のプロセスに特に注目することによって、対策を妨げている要因を明確にすることができるという前提で研究プロジェクトを計画しているのである。

研究プロジェクトは必然的に経済のあり方に注目する。基本的な生産／消費のプロセスにおいて、自然界にある原材料を採って、長距離に渡ってそれを運搬し、自然に戻らない、自然に合わない製品を作るだけでなく、それを作るプロセスにおいても、有害廃棄物を大量に作ってしまい、加工、運搬、そして使用や消費においてエネルギーも大量に使ってしまうという、現代の経済の基本形、継続的な拡大を前提とする経済と限界のある自然環境の不釣り合い、現在の経済における農業の位置づけ、農業の不利な立場と都市化、工業化などの関係、地産地消が成立するために必要とされる農業のあり方などの観点から、経済と環境問題の関連を取り上げる。

さらに国際関係や安全保障を環境問題との関連の視点から取り上げる。資源の枯渇と紛争の危険、資源が枯渇していく世界における平和維持、また国際貿易、グローバル化、覇権主義の関連や、国際機構の役割を取り上げる。それにメディアや教育の役割や、市民活動(NPO/NGO)の役割と可能性も課題とする。

これらのテーマを取り上げるにはいくつかの国際ワークショップやコンファレンスを中心とし、そのほかに特別な研究会やシンポジウムを開催することとする。

2009年9月の国際会議『国際環境条約――その役割と可能性、その限界と弱点』

研究プロジェクトの一年目のメイン・イベントとして9月に環境問題に関わる国際条約を取り上げる国際会議を開催する予定である。この会議では、京都議定書、国連砂漠化対処条約、および生物多様性条約を次の三つの観点から取り上げる予定である。

① 国際条約のレベルで環境問題に対応しようとすると、ローカルのレベルでの取り組みはどのように影響されるのか。特に生物種の多様性や砂漠化の場合は、ローカルなレベルでの人間社会と自然環境の関係が重要であり、主導権を国際レベルに移すことによってローカルなレベルの取り組みに支障をきたすような結果になってしまえば、逆に環境問題への効果的な対策を妨げることにもなりかねないと思われるが、実際はどうなっているということ。

② 環境問題は国境を知らないものであり、そのために国際的、もしくはグローバルな取り組みが必要であり、国際条約を重視するのはまさにこのためである。しかし、これらの国際条約は国益を最重視する国家間の交渉によって成立するので、本当にグローバルな取り組みになるよりは、国家レベルの取り組みに留まってしまうという懸念があるように思われる。この点に関して、実際の国際環境条約はどうなっているかということ。(以前は、環境運動の基本方針として、「Think global, act local」、つまり「グローバルな視点を持って地域レベルで行動する」という考え方があったが、上記のローカルな取り組みの周縁化と、ここで述べた国家を中心とした国際レベルの取り組みのために、グローバルな視点も地域の視点も弱まり、国家の視点が強化されているという懸念もあるように思う。)

③ これらの条約は環境問題を十分に包括的に捉えているかどうか。それとも、温暖化や砂漠化などを個別に捉えすぎて、それらの問題の相互関連性や共通の原因に十分に目を向けずにいるため、効果的の対策を構築することができないでいるのかということ。

会議は9月15日～18日に開催され、三泊四日のものとなる予定である。参加者(報告者)は15人となり、ディスカッションの時間を多く持つようにスケジュールは工夫され、議論に浮上した主要な考え、問題意識、提案などを記録する記録委員会が設置され、会議の後で、議論のまとめを中心にして、会議の報告としてパンフレットを発行する予定である。

なお、会議の言語は英語となる。

参加者(報告者)は以下のとおりに予定されている。

Ulrich Brand (Vienna University Institute of Political Science)(オーストリア)

Workineh Kelbessa (Addis Ababa University) (エチオピア)

Andrew Light (Center for American Progress) (米国)

Monirul Mirza (University of Toronto)(カナダ)

Jean Palutikof (University of East Anglia)(イギリス)

Janna Thompson (Latrobe University)(オーストラリア)

Michael Seigel (南山大学社会倫理研究所)(オーストラリア、日本)

Youba Sokona (Observatory of the Sahara and the Sahel [OSS])(チュニジア)

磯崎博司(明治学園大学)

生方史数(京都大学)

大木哲(環境ダイアログ・アウトリーチ)

小泉 都(京都大学アジア・アフリカ地域研究研究科)

香坂玲(名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授)

小林正典(地球環境戦略研究機関(IGES))

福永真弓(立教大学社会学部現代文化学科)

マイケル・シーゲル

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員



活動報告・予告

『教会の社会教説綱要』 翻訳の完結と 出版記念シンポジウム

社会倫理研究所が三年前から引き受けていた『教会の社会教説綱要 (Compendium of the Social Doctrine of the Church)』の和訳は完成し、当綱要は2009年6月に発行される予定である。『教会の社会教説綱要』とは、2004年に教皇庁正義と平和協議会によって発行されたものであり、社会や社会問題等にカトリック教会の倫理的な視点を総括的に取り上げるものである。

1891年に発布されたレオ13世の回勅『レールム・ノヴァールム』に端を発して、教皇庁が社会のあり方や社会問題に関する教会の教えを伝える多数の公文書を発布してきた。そのおもな公文書はつぎのとおりである。

1891年レオ13世 『レールム・ノヴァールム』

1931年ピオ11世 『クアドラジェジモ・アンノ』

1961年ヨハネ23世 『マートル・エト・マジストラ』

1963年ヨハネ23世 『パーチェム・イン・テリス』

1965年第二バチカン公会議 『現代世界憲章』

1967年パウロ6世 『ボプロールム・プログレシオ』

1971年パウロ6世 『オクトジェジマ・

アドヴェニエンス』

1981年ヨハネパウロ2世 『働くことについて』

1987年ヨハネパウロ2世 『真の開発とは』

1991年ヨハネパウロ2世 『新しい課題』

これらの文書は発布当時の世界の情勢に対する教会の視点を述べている。したがって、19世紀と20世紀の社会の事情やその社会が抱えていた問題に対する教会の認識がこれらの公文書に特別に反映されているのである。政教分離の時代となっていただけに、教会は政治に対して以前と違うかかわり方を見つける必要にせまられていた。したがって、教会と社会の関係自体がこれらの公文書において重要なテーマとなった。政教分離の理念に沿った結論で、社会教説は教会と世俗社会の互いの自律を強調しながらも、政治を含めて社会に対する教会の使命を主張する(特に『教会の社会教説綱要』の第一章と第二章参照)ようになった。さらに、これらの文書が発布された時代は、産業革命のために社会が急激に変わっていく時期であって、社会教説はその急速な経済の変化に伴っ

た問題を重視するようになり、特に労働問題(『綱要』第六章)、貧困などの経済問題(『綱要』第七章)、そして環境問題(『綱要』第10章)を取り上げている。また、この時代は、二つの世界大戦、共産圏の成立、ナチズムなどの独裁主義の時代でもあり、社会教説は政治共同体のあり方(『綱要』第8章)、国際共同体(『綱要』第9章)、そして平和構築(『綱要』第六章)にも重点を置いているのである。



これらの文献を通じて成立した考え方や教えを、教会が公式にまとめて一つの書で発行したのはこの『綱要』が初めてである。その意味では、とても重要なものである。『綱要』の中にも指摘されていることだが、社会教説は社会情勢へのキリスト教の考え方や倫理の適用であるがゆえに、社会の情勢が変わると、社会教説の基本原則が変わらなくても、その適用は必然に変わる。だから、社会教説には決定版のようなものではなく、常に更新されていくものである。だからこの綱要は決定版のようなつもりのもではなく、議論と対話のためのものであり、議論と対話によって発展していくものである。

出版を記念する三つのシンポジウム

『教会の社会教説綱要』の出版を広く知らせるために、

またこの出版を、社会に対する教会の姿勢や、社会に向けられている福音のメッセージに関する意識と理解を喚起する機会として活かすために、上智大学カトリックセンター、南山大学社会倫理研究所、そして聖トマス大学(元の英知大学)のそれぞれで、シンポジウムの開催が計画され、合計で三つのシンポジウムが行われることになった。

シンポジウムは次の計画で行われる。

1. 上智大学

開催日時: 7月4日

取り上げるテーマ: 総論、信仰と社会、信仰と人権、
社会教説の紹介、教会と社会の関係
対応する『教会の社会教説綱要』の部分: 序文、第1章、
第2章、第3章、第4章、第5章、第12章、結語
主催者: 上智大学カトリックセンター、
上智大学神学部、その他

2. 南山大学

開催日時: 10月3日

取り上げるテーマ: 政治生活、国際社会、
平和構築に関する教え
対応する『教会の社会教説綱要』の部分:
第8章、第9章、第11章
主催者: 南山大学社会倫理研究所、南山大学キリスト
教学科、神言会正義と平和協議会、その他

3. 聖トマス大学

開催日時: 11月3日

取り上げるテーマ: 労働、経済、
自然環境に関する教え
対応する『教会の社会教説綱要』の部分:

第6章、第7章、第10章

主催者: 聖トマス大学、その他

このシンポジウムのシリーズで、できるだけ客観的に綱要を紹介したいと考えている。したがって教会の内部の視点とその外部の視点の両方を取り入れる。それに、単に賞賛するものではなく、問題点をきちんと取り上げるシンポジウムになってほしいと考えている。この綱要は日本のカトリック教会への影響は大きいだろうし、教会の外部にもある程度の影響はあるはずである。影響があるだけに、それがいい影響になるように運ぶ必要がある。だから、批判も含めて、様々な視点から取り上げることが重要だろう。

マイケル・シーゲル

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員





教会の社会教説綱要

COMPENDIUM OF THE SOCIAL DOCTRINE OF THE CHURCH

カトリック中央協議会

AMBROSIUS · LAURENTII · DESANIS ·

ブッシュからオバマへ 「例外主義」から「協調主義」へ

2009年1月20日をもってアメリカの政権は8年間のGeorge W. Bushから44代大統領Barack Obamaに変わった。8年の内の7年半は2001年9月11日の「同時多発テロ」を契機に様変わりしてしまった政治・外交・安全保障政策にアメリカのみならず世界の大半を巻き込んだ。Bush政権の末期にその影響が一世紀に一度あるかどうかと言われるほどの経済不況という形でやにわに自国を襲い、当然のことながら世界の多くの国にも波及した。そして「世界大不況」の再来の克服に各国は対策を迫られている。

アメリカに関して言えば、Obama氏はもっぱら”E Pluribus Unum,” “a more perfect union”で表現された「統一」を軸にし、「希望」と「変革」を訴え、多くの国民をひきつけた。そのObama氏は「就任演説」と「一般教書演説」において、自身の「責任」と「義務」は言うまでもなく、国民にも「責任」と「義務」を求め、アメリカが作り出した危機の時代に立ち向かうことを切々と訴えた。国際政治・経済、そしてアメリカ自身の政治・経済・社会状況が大きく異なるとはいえ、1961年のジョン・F・ケネディ大統領の就任演説を思い出させる。その後の10年間のアメリカを直接、間接に見てきた者としてオバマ大統領が改めて打ち出した『責任』と『義務』がアメリカをどのように変えていくことになるのかに知的にも情動的にも関心を持たざるを得ない。筆者は1960年代から70年代初めにアメリカでリベラリズムの嵐に巻き込まれて、アメリカの変革を頼もしく観察していた。「Yes, We Can」のオバマのリベラリズムはアメリカをどこに導いていくのかに、40年前のリベラリズムの効果を回顧しながら、観察し続けたい。

案内■ 宮川佳三

南山大学外国語学部英米学科教授
miyakawa@nanzan-u.ac.jp

イギリスの作家チャールズ・ディケンズの『二都物語』を持ち出すまでもなく、「最良の時代もあれば、最悪の時代もある」とはよく言わ

れることだが、アメリカは今「最悪の時代」にある。それ故に世界も「最悪の時代」を共有している。しかし問題は、その「最悪の時代」をアメリカ自身が作り出したことである。「同時多発テロ」を呼び込んだアメリカ。そしてそのテロ故に大きく変貌してしまったアメリカ。そして「唯一の超大国」の傲慢故の「例外主義」から「対テロ戦争」へ突き進んだアメリカ。そのアメリカの「変革」はObama氏の「Yes, We Can.」の「変革」を超えている。

ここでは深入りしないが、今日のアメリカが置かれている状況の背景を理解するために助けになると思われる文献を紹介したい。私の手元に100点を越える書物・論文がある。これら全てを紹介する余裕がないので、代表的なものを約10点紹介したい。

アメリカに関しては、衰退論、帝国論、貧困国論、格差社会論、大国論と多様な視点でアメリカが批判的に論じられる。これらに共通していることは「対テロ戦争」への道を分析することで、これらの問題の原因と結果を求めていることである。筆者自身はかつて「同時多発テロ」の事件が起こった約一週間後にアメリカの大学で講演をしたときに戦後の米外交の「国防総省化」で21世紀の始めのアメリカの対外行動を説明し、このような戦後の外交が「同時多発テロ」と言う極めて悲惨な形で結果したことを、批判を覚悟で、語った。

2001年9月11日の所謂「同時多発テロ」がきっかけになり、アメリカが様々な視点から検討されてきた。それ故にまず始めに、「対テロ戦争」に突き進んで行ったアメリカ及びブッシュ政権について考えたい。『**ウルカヌスの群像—ブッシュ政権とイラク戦争**』（ジェームズ・マン著、渡辺昭夫監訳、共同通信社、2004）がこの目的にまずは答えてくれる。著者の言を借りると、「ブッシュの外交政策チームであるウルカヌス（ローマ神話の火と鍛冶の神）たちの信条や世界観を、その6人の指導的なメンバー—チェイニー、ラムズフェルド、パウエル、アーミテージ、ウルフォウィッツ、ライスの経歴をたどることを通して明らかにする。アメリカが何時、どのようにして、ブッシュ政権が行なっているような仕方では海外の問題に対処するようになったかを理解しようとする。彼らの考え方はどこから来たのか、なぜこの6人のウルカヌスたちが共和党の外交政策決定機構の

トップにまで上りつめたのか。彼らのどういう背景や経験が2001年に政権入りした後、とりわけ9・11事件が起こった後の政策的選択に影響を与えたのか。」（pp. 11-12）を明らかにする。「同時多発テロ」をチャンスにして、少数の人たちにより「対テロ戦争」が遂行され、アフガニスタンそしてイラクへと戦場を拡大して行った軍事力を過信した思想と行動を戦後の歴史の流れの中に見出している。が筆者は、「アメリカのイラク経験は、古典悲劇の要件をすべて備えている。ウルカヌスたちはおごり高ぶっていた。東南アジアにおけるアメリカの失敗の後、指導者への道を歩み始めたこの世代の人々は、これまでアメリカの力を立て直そうと刻苦勉強してきたが、その挙句に無理をしすぎた。彼らはアメリカの軍事力の重要性を過信したが、それはちょうど40年前に彼らの先輩たちがケネディ政権の『**ベスト・アンド・ブライテスト**』としてヴェトナムにはまり込んでしまったときに似ていた」とし、彼らの目標は達成されることがなかった、と結んでいる。

アフガニスタン対テロ戦争そしてイラク対テロ戦争は、第二次世界大戦後の冷戦期に公式に機能し始めた冷戦を戦うための軍事システムの進化—私の所謂「国防総省化」—の必然の結果である。そしてそれはまた「軍産複合体」の影響をますます強く受けた外交・安全保障政策の軍事化の結果でもある。『**終わりになきアメリカ帝国の戦争〜戦争と平和を操る米軍の世界戦略**』（デナ・ブリースト著、中谷和男訳、アスペクト、2003）で筆者は戦後のアメリカの外交がどのように軍事化されてきたかに注目し、「アメリカ的民主主義と自由」の実現を外交政策の目標とし、その達成のために軍事力がどのように行使されてきたかを描く。『**軍産複合体のアメリカ〜戦争をやめられない理由**』（宮田律、青灯社、2006）は戦後のアメリカの軍事システムを国の安全保障の軸にし、アイゼンハワー大統領がケネディ大統領就任の数日前の「離任演説」で警告した「軍産複合体」が戦争を作り出す仕組みを分析し、更に「軍産複合体」がアメリカの政治・社会にどのような影響を及ぼしているのか、そして軍部と軍需産業界の結びつきとユダヤ系社会やキリスト教右派の働きとイスラエルとの関係を密にするアメリカの中東関与を分析する。イラク戦争は想定された戦争であることを知らされる。

「対テロ戦争」を契機に、アメリカ帝国論・大国論が批判的に取り上げられるようになった。大国論といえば、1980年代半ばにアメリカの衰退が問題になった。特に日本の経済大国化がアメリカにとっての「極東からの脅威」と受け取られ、アメリカの衰退が危機的に議論された。『**大国の興亡～1500年から2000年までの経済の変遷と軍事闘争**』(上・下)(ポール・ケネディ著、鈴木主税訳、草思社、1988)が衰退論にプレーキをかけた。著者は500年の世界の歴史の中で「大国の興亡」の事実を克明に描き、アメリカの衰退は経済力と軍事力のバランスが大きく崩れていることに起因していることを指摘し、そのバランスの回復が、アメリカを衰退から救い出す、と明るい展望を示した。確かに1980年代半ば以降のアメリカは自国を省み、「覇者であり続けるために」世界に手を広げすぎたための過剰負担の見直しに再生をかけた。それから約20年経ったアメリカは「対テロ戦争」に「民主主義と自由のために」突入した。そして再びアメリカの「帝国」が問われてきた。

『**帝国以後～アメリカ・システムの崩壊**』(エマニュエル・トッド著、石崎晴己訳、藤原書店、2003)はトッド氏が「同時多発テロ」の後に書き始め、2002年9月に完成させたアメリカ衰退論であり、アメリカへの依存を必要としない新しい国際秩序論である。トッド氏は、アメリカはすでに「崩壊する帝国」になっていることをデーターを基に予言し、アメリカ帝国以後の世界を展望する。氏によると、アメリカは世界の問題を解決する役割をやめてしまっただけでなく、自らが世界の問題になってしまった。金融に過度に依存し、世界中に不安定と戦争をもたらしている。富と軍事力が集中し、あたかも帝国のように振舞ってきたアメリカの時代は終わろうとしている。前代未聞の証券パニックに続いてドルの崩壊が起こるという連鎖反応で、アメリカの帝国としての経済的地位に終止符をうつことになる。2008年の夏の終わり頃から顕著に現れたアメリカの経済・金融状況の悪化はトッド氏の判断の適確さを証明した。あたかも倒れたガリバーをアメリカに見ている。氏は「アメリカ帝国」後の世界の秩序を欧州・ロシア・日本の積極的に参加することで創造する絵を描く。トッド氏と同じような考え方は、例えば、次の書物に見られる。『**新「帝国アメリカ」を解剖する**』(佐伯啓思著、ちくま新書、2003)、『**自壊するアメリカ**』(赤木昭夫著、ちくま新書、2003)、『**グ**

ローバル化か帝国か』(ヤン・ネーデルフェーン・ピーテルス著、原田太津男他訳、法政大学出版局、2007)。

『**アメリカ時代の終わり**』(上・下)(チャールズ・カプチャン著、坪内淳訳、NHKブックス、2003)によると、確かにアメリカは「対テロ戦争」でイラクへの軍事行動に成功し、サダム・フセイン体制を崩壊させた。アメリカの行動は国際連合の決議を受けることなく、有志国をつのって行なわれた。ロシア、フランス、ドイツなどのヨーロッパの大半の国々はアメリカから距離を保った。同盟関係にある一部の国々の支持をかりうじて得ることでイラク戦争を遂行した。がイラク戦争は戦後のアメリカの同盟関係に大きな亀裂を生じさせ、多極世界への展開のペースを速めることになり、これまで国際システムを支えてきた政治共同体の基盤が脆弱になっている。アメリカの時代の終わりをアメリカはいうまでもヨーロッパ、東アジア、そして国際社会が認識して、新たな国際社会の秩序作りをはじめなければならない、と論じる。

『**アメリカの終わり**』(フランシス・フクヤマ著、会田弘継訳、講談社、2006)の著者はかつて所謂「新保守主義(ネオコン)」の論客としてブッシュ政権の外交・安全保障政策を推進した。しかしながら「同時多発テロ」に対して「対テロ戦争」で軍事力を行使することで応える政権の考え方に懐疑的になり、「ネオコン」から決別した。そしてアメリカの再生を哲学し、「重層的多国間主義」と「現実主義的ウィルソン主義」の政治・外交を国際社会の一員として遂行するすべを考え出すことの必要性を論じる。

『**アメリカ帝国とは何か～21世紀世界秩序の行方**』(ロイド・ガードナー；マリリン・ヤング編著、松田武；菅英輝；藤本博訳、ミネルヴァ書房、2008)はアメリカの12人の著名なりべラルな研究者による論文を集めたもので、アメリカ「帝国」の特質を、冷戦期から冷戦後のアメリカの対外関与のあり方を中心にし、イラク戦争をも視野に入れ、多角的に分析する。これからのアメリカの対外関係のあり方を考えるときに問題になるこれまでの同盟関係のあり方に関して多くの選択肢を提供してくれている。例えば、日本に関しては第8章のジョン・W・ダワーの「占領～歴史からの警告」と第9章のキャロル・グラックの「“帝国再来の”時代の日本とアメリカ」

が有益である。

『**アメリカ後の世界**』（ファリード・ザカリア著、楡井浩一訳、徳間書店、2008）で筆者は、世界は今日大きな転換期にある。アメリカ極支配の構造が間違いなく崩壊しつつあり、新たに「その他全ての国」、なかでもインドと中国、の台頭により「アメリカ後」の世界が築かれると考える。この世界秩序の再構築においてアメリカはその役割を見出していく必要があるとする。アメリカが意識しなければならないことはこの変化をアメリカの没落と悲観的に捉えるのではなく、歴史の発展と捉え、受け止め、自身を発展に合わせ、変えていくことで、アメリカの新たな発展がある、と考えなければならない、と筆者は論じる。

「ブッシュの戦争」に関して、改めて其の戦争への道を検証しておく必要はある。このテーマに取り組んだ業績は多くある。『**ブッシュの戦争**』と『**攻撃計画—ブッシュのイラク戦争**』（ボブ・ウッドワード著、日本経済新聞社、2002, 2003）はブッシュ政権の対テロ戦争遂行のプロセスを、ブッシュ大統領の意向を受けて、チェイニー副大統領、ラムズフェルド国防長官、テネットCIA長官等の果たした役割に焦点を当てて、戦争への道を準備したかを克明に描いている。

戦争と道徳、戦争と正義、戦争と平和に関する議論が「対テロ戦争」をきっかけにして深められている。マイケル・ウォルツァーの『**戦争を論ずる—正戦のモラル・リアリティー**』と『**正しい戦争と不正な戦争**』（風行社、2007, 2008）がこれらの問題に挑戦している。彼の議論の根底には軍事的リアリズムと平和主義があり、「戦争においても守られるべき道徳的ルールが存在するし、存在しなければならない」（後著、p. 602）という信念を強く持っている。

最後に、Barack Obama 政権での対外関係について少々考えてみたい。すでに明らかになっているように、ブッシュ政権の「単独主義」「例外主義」から「国際協調」「対話外交」「国連重視」に外交のやり方を変えている。オバマ大統領とヒラリー・クリントン国務長官の発言と行動から知り得ることはこれまでの対外関与のあり方をドラスティックに変え、実行に移し始めたことである。その

特徴のひとつとして、ヒラリー女史が議会証言で「ハード・パワー」と「ソフト・パワー」のコンビネーションを生かして「スマート・パワー」の外交を行う、としている。「ソフト・パワー」や「スマート・パワー」に関しては駐日大使に予定されている Joseph S. Nye 氏の『**ソフト・パワー—21 世紀国際政治を制する見えざる力**』（山岡洋一訳、日本経済新聞社、2004）や『**リーダー・パワー—21 世紀型組織の主導者のために**』（北沢格訳、日本経済新聞社、2008）が詳しく説明している。この点に関しては別に取り上げて、論じたい。

2009 年 8 月 3 日 ■

社会倫理の道標

規範倫理学とは、倫理的に生きるとはどういうことなのだろうか、倫理的な性格とはどのようなものだろうか、何が善く何が悪いのだろうか、どのような存在が倫理的責任を負うのだろうか、といった問いに一般レベルで学問的に答えようとする営みである（中絶や死刑の是非といった具体的問題に答えようとする営みは、応用倫理学と呼ばれる）。この営みは、どのような条件で倫理的判断は正当化されるのか、どうやったらある倫理的判断がただしいか否かわかるのか、といった問に自然に行き着くので、これらも規範倫理学の問題とってよいかもしれない。

規範倫理学には、大まかに分けて帰結主義、義務論、徳倫理という三つのアプローチがあるといわれる。大雑把に言うと、帰結主義は、どの行為を採るべきかはそれをとった場合にどんな善いことや悪いことが起こるかによって究極的に決定される、という立場である。帰結主義の古典的立場は（行為）功利主義であり、これによると、善さや悪さは人々の幸福（私的）効用ともいうに依存する。義務論は、どの行為を採るべきかは帰結の善さや悪さから独立した行為の指針によって（少なくとも部分的に）決定される、という立場である。徳倫理は、どの行為を採るべきかは、有徳な人がもつ動機や行為によって決定される、という立場である。

以下では、規範倫理に関係する邦語文献を、事典、入門書、古典入門、専門書、規範倫理学の周辺の5項目に分けて紹介している。英語に自信のある読者は、英語の倫理学の中上級教科書（Mark Timmons, *Moral Theory: An Introduction*, Rowman & Littlefield Pub Inc, 2002 と Shelly Kagan, *Normative Ethics*, Westview Pr, 1997）や哲学事典 *Stanford Encyclopedia of Philosophy* (<http://plato.stanford.edu/>) の倫理学関係の項目とそこに参照されている文献に当たられたい。紹介者は英米圏で主流の哲学（分析哲学と呼ばれる）を専門としているので、紹介が英米の文献に集中している。欧州大陸や日本の近代における倫理学に関心がある方は、たとえば、宇都宮芳明、『倫理学入門』、放送大学教育振興会、1997の9章以降を読まれたい。

事典

1. 大庭健編集代表、『現代倫理学事典』、弘文堂、2006。この辞典は倫理学に関する一般的事典で、新しい成果もカバーしている。他に、加藤尚武監修、『応用倫理学事典』、丸善、2007 や Stephen G. Post, 『生命倫理百科事典』全5巻、生命倫理百科事典翻訳刊行委員会、丸善、2007 も役に立つ。

入門書

1. アンソニー・ウェストン、『ここからはじまる倫理』、野矢茂樹ほか訳、春秋社、2004。具体的な倫理的問題についてどう考え、議論し、対処すべきか、という問題をわかりやすくしかも実践的に論じた日本で異色な著作である。倫理的思考法については、伊勢田哲治、『哲学思考トレーニング』、ちくま新書、2005、第四章や、奥田太郎、『応用倫理学的探究において現状維持バイアスは排除されるべきノイズか』、『応用倫理』1号、北海道大学、2009も参照されたい。

2. ジェームズ・レイチェルズ、『現実をみつめる道徳哲学』、古牧徳生・次田憲和訳、晃洋書房、2003。このテキストはアメリカの大学生に対する倫理学入門として書かれており、主要な論点や道徳理論を概説している。同性愛、中絶、安楽死、動物の道徳的地位など、具体的問題が随所に出てくる点が特徴である。倫理は社会や個人に相対的か、自然だったら善くて不自然だったら悪いのか、といった問題や、倫理と宗教の関係、利己主義の論駁、徳倫理の検討などは誰にも読ん

規範倫理学を真剣に

学ぶための20冊

案内■鈴木 真

南山大学社会倫理研究所研究員

でほしい部分である。倫理的相対主義について更に学びたい人は、J.W. メイランド・M. クラクス編、『相対主義の可能性』、常俊宗三郎ほか訳、産業図書、1989を読みたい。レイチェルズのより新しい文献表をそなえた入門書としては伊勢田哲治、『動物からの倫理学入門』、名古屋大学出版会、2008がある。これは動物の道徳的地位の問題を通じて倫理学を概説するという著作であり、いくらかの点でレイチェルズの本より立ち入った議論がされている。特に、どんな生き物であれ殺すことが悪いか、という問題（50-2頁）や、マイナス功利主義に関する議論（263-5頁）に関する論稿は、日本語の他の文献では見られないものである。進化論と倫理の関係についても論じている。永井均、『倫理とは何か：猫のアインジヒトの挑戦』、産業図書、2003は、利己主義の観点から倫理学理論を検討しているユニークな本である。

3. W.K. フランケナ、『倫理学』改訂版、杖下隆英訳、培風館、1975。古い著作であるが、義務論と帰結主義（功利主義）の区別、善の種類の区分など今でも見るべき価値のある示唆が含まれている。レイチェルズよりも一般的に議論が緻密である。また一定の義務論を支持しているという点で、功利主義的な立場を支持するレイチェルズや伊勢田の著作と好対照をなしている。

規範倫理の古典入門

1. J.O. アームソン、『アリストテレス倫理学入門』、雨宮健訳、岩波書店、1998。アリストテレスの道徳哲学の重要な論点を解説・議論している。アリストテレスは、体系的な道徳理論をはじめて提出した哲学者であり、その徳論、責任論、友情論、幸福論、人々が自分で最善であると判断したことをしそこなう可能性（意志の弱さ）についての論考などは現代の議論、特に徳倫理に大きな影響を及ぼしている。アリストテレスの著作の邦訳に直接当たりたい方は、『ニコマコス倫理学』を読みたい。現代の徳倫理に関する質の高い邦語文献はあまりない。アラスデア・マッキンタイア、『美德なき時代』、篠崎栄訳、みすず書房、1993は有名な著作だが、そこで展開されている徳倫理が満足いくものだと考える哲学・倫理学者は多くない。ジョン・マクダウェル、『徳と理性』、荻原理訳、『思想』2008年7月号、7-33頁は、徳倫理を個別主義 particularism（倫理を原理の集合として考えることに反対する立場）と結び付けて論じている。現代の徳倫理へ

の入門としては、赤林朗編、『入門・医療倫理Ⅱ』、勁草書房、2007の三章、奈良雅俊、『徳倫理』や都築貴博氏のウェブサイト（<http://www.k2.dion.ne.jp/~tsuzuki/index.htm>）を参照されたい。

2. イマヌエル・カント、『道徳形而上学の基礎づけ 新装版』、宇都宮芳明訳、以文社、2004。読みやすく、各節の終わりに要約がついており、カントの議論についていくことを可能にしてくれる。実のところ、「道徳形而上学の基礎づけ」を含むカントの主要な倫理学関係の著作は、『カント 世界の名著 32』、野田又夫責任編集、中央公論社、1972でまとめて読めるのだが、「道徳形而上学の基礎づけ」に関しては宇都宮訳を要約と共に読むことをお勧めする。カントは「(自律的) 人格に対する尊敬」に基づく体系的な義務論を展開し、道徳を行為の帰結のみに基づけようとする立場を批判した。H.J. ベイトン、『定言命法：カント倫理学研究』、杉田聡訳、行路社、1986は、カントの難解で抽象的だが重要な道徳理論を解説してくれている。丁寧で信頼できるが重厚長大な本。ルイス・ホワイト・ベック、『カント『実践理性批判』の注解』、東京・新地書房、1985も役に立つ。

3. 水田洋訳、『ワイド版世界の大思想 ミル』、河出書房新社、2005。この邦訳には、J. S. ミルの「功利主義」や「自由について」などが入っている。「功利主義」では、著名な快に質の差があるという議論、功利主義と道徳的推論の関係（倫理規則の位置づけ）、功利主義の「証明」、功利と正義との関係など、功利主義にとって重要な論点が論じられている。このような論点の更なる検討を行ったのは、ヘンリ・シジウィックの『倫理学の方法』であり、邦訳が加藤尚武監修で出ると聞いている。奥野満里子、『シジウィックと現代功利主義』、勁草書房、1999はシジウィックと1980年代ころまでの功利主義の議論を追った労作である。ミルは「自由について」で表現の自由と行為の自由の擁護を行った。この議論以上に説得力のある自由擁護論を私は見たことがない。しかし、ミルの表現の自由擁護論は、表現の自由を認めれば最終的にはただしい意見が間違った意見を駆逐するだろう、という経験的主張に部分的に依存しており、この点はフェミニストらによって批判されている。特に、キャサリン・マッキノン、『フェミニズムと表現の自由』、奥田暁子他訳、明石書店、1993を読みたい。この本は、性差別に関して従来の「差別アプローチ」（性別による恣意的差別のみが

問題である)から、「支配アプローチ」(社会的制度・役割・期待が女性の利益や経験を平等に反映せずに形作られている状態を是正する)に移行すべきことを論じ、またプライバシー権の批判的検討を行ったという点でも意義あるものである。

なお、アリストテレス、カント、ミル以外の道徳哲学の古典とその現代的意義については、リチャード・ノーマン、『道徳の哲学者たち』第二版、塚崎智ほか監訳、ナカニシヤ出版、2001を参照されたい。

専門書

1. G.E. ムーア、『倫理学原理』、深谷昭三訳、三和書房、1973。メタ倫理学を打ち立てた書物として有名であるが、規範倫理学の著作としても見るべきものが多い。あるものに内在的価値があるかないかの判断方法、複数の善の組み合わせの価値が各個の善の価値の和とならない可能性の指摘、進化論的倫理学の批判、効用のみを善としない(功利主義でない)帰結主義の体系的擁護などは重要な貢献である。この邦訳は、有難いことにムーアの内在的価値—善さそのもの—の概念についての重要な論文の翻訳をあわせて含んでいる。同じ著者による『倫理学』、深谷昭三訳、法政大学出版会、1977では、有名な(悪名高い?)利己主義批判が展開されている。功利主義でなく、価値の多元主義・比較不可能性とも両立できるような帰結主義の展開に関しては、アマルティア・セン、「帰結的評価と実践理性」、『福祉と正義』、アマルティア・セン、後藤玲子著、東京大学出版会、2008が興味深い議論を展開しているが、翻訳には難がある。

2. 矢島羊吉ほか監訳、『現代英米の倫理学』全五巻、福村書店、1959。このシリーズは古い論文の翻訳を集めたものだが、今でも価値のあるものが多く含まれている。特に、第二巻に所収のW. D. ロス、「正しい行為を正しい行為たらしめるところのものは何か」は、帰結主義一般の批判、「一応の義務」(だが他の義務に優先されるかもしれない考慮)の概念の導入、基礎づけなき義務論の展開といった点で規範倫理学において重要な論文である。

3. ジョン・ロールズ、『公正としての正義』、田中成明編訳、木鐸社、1979。ロールズは『正義論』の著者として著名であるが、この著作の邦訳は誤訳が多いことで有名である。『正義論』の内容を概観したい人は、川本隆史、『ロールズ：正義の原理』、講談社、1997を参照されたい。そこに邦訳で読めるロールズの文献の総合紹介もある。『公正としての正義』では、倫理学方法論、規

則功利主義と刑罰、フェアプレイの義務、配分的正義・公正の概念の分析、法の市民的不服従の正当化(と順法の道徳的義務の検討)など、規範倫理の重要な論点が扱われている。配分原理、とりわけ平等主義についての更なる哲学的考察としては、ロナルド・ドゥオーキン、『平等とは何か』、小林公ほか訳、木鐸社、2002とそこで参照されている文献を読みたい。

4. ロバート・ノージック、『アナーキー、国家、ユートピア』、嶋津格訳、木鐸社、1985。この本は政治哲学における自由至上主義(libertarianism)の著作として有名であるが、倫理学に関しても重要な貢献をしている。経験機械(マトリックスみたいなもの)にからむ思考実験による価値の快樂説の批判、帰結主義と義務論の区別の問題、善の極大化が人格に対する尊重と両立しないという議論、フェアプレイの義務批判などが特に重要である。ノージックは自由至上主義の所有権論を論じているが、刑罰廃止論など他の自由至上主義の要素に興味がある方は、マリー・ロスバード、『自由の倫理学—リバタリアニズムの理論体系』、森村進ほか訳、勁草書房、2003を読みたい。倫理学における思考実験という方法論に関しては、ジョナサン・グラバー、『未来社会の倫理』、加藤尚武・飯田隆訳、産業図書、1996を読みたい。生の質は快でなければ何に依存するのか、といった問題に関しては、マーサ・ヌスバウム、アマルティア・セン編著、『クオリティー・オブ・ライフ』、竹友康彦監修、水谷めぐみ訳、里文出版、2006と、そこで参照されている著作を読みたい。ノージック自身の意見は、『生のなかの螺旋』、青土社、1993の十章「幸福」で読めるし重要なのだが、この翻訳には難がある。

5. ロバート・ノージック、『考えることを考える』下、坂本百大ほか訳、青土社、1997。道徳的責任の考察、義務論的倫理学の体系化、再帰的な善の理論、生きる意味の考察など、見るべきものが多い。

6. トマス・ネーゲル、『コウモリであるとはどのようなことか』、永井均訳、勁草書房、1989。死ぬことは悪いのか、人生に意義はあるか、運は道徳的評価に無関係かどうか、二重結果の原理の検討と道徳ディレンマの不可避性、私的道德と公的道德の関係、配分原理としての優先主義(より恵まれない人々を優先する)の提示と正当化、価値の多様性の問題などの論点に貢献している。死の悪さについては、鶴田尚美、「誕生以前と死後の非存在の非対称性」、哲学研究 587, 2009も見られたい。道徳ディレンマと関係が深い価値の比較不可能性(通約

不可能性)については、ジョセフ・ラズ、『自由と権利』、森際康友訳、勁草書房、1996に関連論文がある。この著作は倫理規範を権利(のみ)に基づける立場に対する批判も含む。優先主義と平等主義の比較については、ロジャー・スティーブン・クリスプ、「平等とその含意」、鈴木真訳、実践哲学研究 23、2000 (<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/handle/2433/59221>)を参照されたい。

7. R.M. ヘア、『道徳的に考えること』、内井惣七・山内友三郎監訳、勁草書房、1994。普遍的指令主義というメタ倫理上の立場から功利主義へと進む議論がこの著作の眼目であるが、その部分には批判が多い。しかし功利主義の展開と擁護としては一級の価値を保っている。倫理学の方法論や倫理的直観の取扱いに関する議論にも価値がある。翻訳者の解説も併読されたい。メタ倫理学の著作としては同じ著者による『道徳の言語』、小泉仰・大久保正健訳、勁草書房、1982の方が現在では一般に評価が高い。『自由と理性』、山内友三郎監訳、理想社、1982では、普遍化可能性—ある道徳判断を下す人は、同様の判断を誰に対しても下すことになる—という規準を使った道徳的推論に関して有益な議論がされている。

8. デイヴィッド・ゴティエ、『合意による道徳』、小林公訳、木鐸社、1999。私的効用の(制約された)極大化として捉えられた合理性をもつ人々の間で合意される規範として倫理的規範を正当化しようとする現代契約論の代表作。他者も協調すると確信が持てる限りにおいて相互利益的な協定に従うことが、それを遵守しないことによってより多くの利益をえられるとしても、合理的だ、という、合理性の「制約された極大化」説を擁護している。ゴティエはこれによって、トマス・ホッブズ『リヴァイアサン』(改訳版1-4、水田洋訳、岩波書店、1992)以来の契約論の問題である(協定の)遵守(が合理的でありうるかという)問題に解答を試みている。この著作は、社会的決定理論として規範倫理学を展開したものと考えることができる。社会的決定理論入門としては、たとえば佐伯胖、『「きめ方」の論理』、東京大学出版会、1980を読まれたい。松嶋敦茂、『功利主義は生き残るか』、勁草書房、2005の五章が、ゴティエの議論の検討にあてられている。

9. デレク・パーフィット、『理由と人格』、森村進訳、勁草書房、1999。帰結主義の擁護、常識的倫理の批判、効用理論、人格の同一性と倫理、人口問題、世代間倫理、倫理学方法論等のテーマについて多大な貢献をした名著。

10. バーナード・ウィリアムズ、『生き方について

哲学は何が言えるか』、森際康友・下川潔訳、産業図書、1993。代表的な倫理學理論とその背後にある日常的倫理的思考に基礎を与えようという企図に対する重要な批判を展開している。このような反理論派には他に、ピーター・ウィンチ、『倫理と行為』、奥雅博・松本洋之訳、勁草書房、1987などがある。

規範倫理学の周辺

1. W. キムリッカ、『新版 現代政治理論』、千葉真・岡崎晴輝ほか訳、日本経済評論社、2005。現代政治理論の標準的テキストだが、平等・自由・所有権の検討、効用の分析、適応的選好の問題(欲求の形成が環境によって左右されることから生じる問題)、功利主義批判、現代の規範的マルクス主義、フェミニズムやケアの倫理の検討などといった規範倫理学にとっても大事な話題を扱っている。規範的マルクス主義については、G.A. コーエン、『自己所有権・自由・平等』、青木書店、2005と、同じ著者による『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなにお金持ちなのですか』、こぶし書房、2006を参照。ケアの倫理に関してはネル・ノディングズ、『ケアリング』、晃洋書房、1997やキャロル・ギリガン、『もうひとつの声』、川島書店、1986が邦訳で出ているが、哲学的な議論は必ずしも緻密でなく、また翻訳に多少難がある。

2. ピーター・シンガー、山内友三郎・塚崎智監訳、『実践の倫理』、昭和堂、1999。応用倫理学の刺激的で重要なテキストであるが、危害を与えること(たとえば、殺すこと)と危害がふりかかるのにまかせること(たとえば、死ぬに任せること)の区別の妥当性、動物に対する人間の義務の問題、人格と非人格の違い(の倫理的意義)、自然環境の価値、なぜ道徳にしたがうべきなのか、等々の原理的な問題に関しても重要な検討をしている。他の応用倫理学の代表的な文献でも、原理的な問題や方法論が検討されている。たとえば、加藤尚武・飯田亘之編、『バイオエシックスの基礎』、東海大学出版会、1988やトム・L・ビーチャム、ジェームズ・F・チルドレス、『生命医学倫理』、永安幸正・立木教夫訳、成文堂、1997や、シセラ・ボクの『嘘の人間学』、古田暁訳、ティビーエス・ブリタニカ、1982と『秘密と公開』、大沢正道訳、法政大学出版会、1997などを参照されたい。

3. 内井惣七、『進化論と倫理』、世界思想社、1996。進化論と倫理の関係を論じたこの本は、倫理学が科学的な知見から得るところがあるだろうか、という問いに関心を抱く人々すべてに読んでいただきたい。■

研究所活動記録

(2008 年4 月-2009 年3 月)

平成 20 年度 (2008 年度) 活動報告

懇話会・研究会・シンポジウム

懇話会

< () は参加者数 >

第 1 回 4 月 24 日 (12 名)

報告者：浅野 幸治 氏 (豊田工業大学 准教授)

論 題：「現代日本の相続権擁護論—批判的検討」

第 2 回 5 月 17 日 (14 名)

報告者：伊佐 智子 氏 (久留米大学・熊本県立大学
非常勤講師)

論 題：「我が国のリプロダクティブ・ライツをめぐる
問題状況と議論状況について」

第 3 回 6 月 7 日 (13 名)

報告者：佐藤 直樹 氏 (九州工業大学大学院 教授)

論 題：「ケータイ電話と『世間』」

第 4 回 6 月 21 日 (20 名)

報告者：清水 奈名子 氏 (宇都宮大学 専任講師)

論 題：「国連安全保障体制と「保護する責任」の関係
性—冷戦後の実行を中心に」

報告者：堀場 明子 氏 (上智大学アジア文化研究所
共同研究員)

論 題：「インドネシアからみる国連の介入とその問題」

第 5 回 11 月 8 日 (17 名)

報告者：中西 久枝 氏 (名古屋大学大学院国際開発
研究科 教授)

論 題：「混迷アフガニスタン情勢と国際社会の『介入』
について」

共催シンポジウム

第 1 回 10 月 25 日 (26 名)

『技術と環境』

主 催：日本技術士会 中部支部 E T の会

報告者：マイケル・シーゲル氏 (社会倫理研究所第一種
研究員)

論 題：「技術・ガバナンス・環境」

報告者：水野 朝夫 氏 (日本技術士会中部支部 E T
の会)

論 題：「技術者がとらえる環境問題の諸相」

シンポジウム

第 1 回 9 月 17 日 (30 名)

『ガバナンスと環境問題』

—自然と人間社会の調和を求めて—

講 師：加藤 尚武 氏 (鳥取環境大学 名誉学長)

論 題：「環境・資源問題と社会科学の使命」

講 師：田中 優 氏 (未来バンク事業組合 理事長)

論 題：「日本の地球温暖化問題は、どう解決される
べきなのか」

講 師：石川 良文 氏 (総合政策学 准教授)

論 題：「環境分野における社会科学研究と環境政策
の実際」

講 師：谷口 照三 氏 (桃山学院大学経営学部 教授)

論 題：「企業を取り巻く環境問題とガバナンス」

第2回 12月6日 (55名)

「保護する責任—現場と理論から見た意義と問題点—」

講師:木山 啓子 氏(特定非営利法人ジェン理事・事務局長)

論 題:「NGOの視点から見たR2P」

講師:清水 奈名子 氏(宇都宮大学国際学部 専任講師)

論 題:「R2Pを巡る問題状況:現場の理論の架橋」

講師:西海 真樹 氏(中央大学法学部 教授)

論 題:「国際法の視点から見たR2P」

講師:石田 淳 氏(東京大学大学院総合文化研究科 教授)

論 題:「保護する責任」を果たさない国家という「国際問題」

出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第二十二号
発行日 2008年8月29日

名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第一号
発行日 2008年4月1日

名 称 社会倫理研究所編『保護する責任—現場と理論から見た意義と問題点—(2008年12月6日シンポジウム講演録)』
発行日 2009年3月31日

2008年度を振り返って

人事

沢木勝茂所長の退任、山田秀氏の第一種研究所員退職(熊本大学着任)と奥田太郎第一種研究所員のオックスフォード留学という大変動が起こった。丸山新所長を中

心に、シーゲル第一種研究所員を核とする研究所体制により、同時並行で進めている幾つかの研究プロジェクトの推進協力を目的として、第二種研究所員1名の任用更新と2名の任用、研究員1名の任用更新(7月辞任)と1名の任用、そして4名の非常勤研究員の再委嘱と1名の新規委嘱を行った。

ウェブサイト

本年度も、主に懇話会・シンポジウムの案内や記録など研究所活動に関する情報発信に努め、オンライン・ニューズレター発信等を行なった。

懇話会/共同シンポジウム

懇話会5回及び共催シンポジウム1回を開催した。その多くは、「社会・倫理・環境」問題を広範囲に取り扱ったもの及び「保護する責任」研究プロジェクトに関連する内容となった。また、共催シンポジウムは、日本技術士会中部支部ETの会との共催で「技術と環境」をテーマに行なった。

出版物

『社会と倫理』第22号では、特集として「保護する責任」を主に取り上げ、関係者の関心が高かった。研究所活動報告と社会倫理研究の現在を伝えるために昨年、準備号を刊行した機関誌『時報しゃりんけん』は第1号が刊行され、第一回社会倫理研究奨励賞の報告に始まり、プロジェクト・学会・懇話会・研究会等の報告、関連書籍の案内、研究所の活動記録等、充実した内容となった。

社会倫理研究奨励賞

若手による優秀な社会倫理研究論文に対して授与する社会倫理研究奨励賞を前年度より開設し、第二回の募集・選定・授与を実施した。自薦・他薦併せて14篇の応募があり、うち1篇が受賞論文として選定された。■

研究所活動記録

(2008 年4 月-2009 年3 月)

研究所主要スタッフ研究業績

Michael Seigel【マイケル・シーゲル】

論文

「キリスト教における対世俗の姿勢——カトリックの立場から」『宗教と倫理』宗教倫理学会、第8号、pp. 3-18、2008年10月。

講演

「海外から見た九条の価値」、東山九条の会講演学習会 2008年5月25日。

「信仰と社会問題——憲法改正と地球温暖化——」宮崎カリス修道女会講演会、2008年6月22日。

「新しき平和の基盤を求めて——過去を踏まえる未来思考」創価学会中部青年部主催講演会、2008年6月26日。

「新しき平和の基盤を求めて」2008年度三重県高等学校社会科研究会総会記念講演、2008年7月1日。

「日本国憲法第9条を語る——外国人の視点からとキリスト教の視点から」小牧教会 2008年7月27日。

「信仰と平和、信仰と社会」新潟教区 2008年日本カトリック平和旬間記念講演、新潟カトリック教会、2008年8月3日。

「趣旨説明」、社会倫理研究所主催シンポジウム『ガバナンスと環境問題——自然と人間社会の調和を求めて』 2008年9月17日。

「技術・ガバナンス・環境」日本技術士会中部支部ETの会、南山大学社会倫理研究所 合同シンポジウム、2008年10月25日。

「外国人の目から見た憲法9条」もりやま九条の会二周年のつどい、2008年10月26日。

「現代世界における証」上智大学カトリックセンター主催講演会『188殉教者と現代世界における証し』、2008年11月6日。

「戦争と平和に関するキリスト教の考え方」立命館大学国際関係学部／大学院国際関係研究科主催特別シンポジウム『平和学と諸学の対話——21世紀の平和学を創造する』立命館大学衣笠キャンパス、2009年1月14日。

「憲法第9条と21世紀における平和の基盤」昭和区9条の会主催講演、2009年3月22日。

研究会報告

“Holistic Solutions vs. Pragmatic Steps: Towards Defining the Parameters for Change,” Keynote address, Third International Applied Ethics Conference, Hokkaido University Center for Applied Ethics and Philosophy, November 21-23, 2008.

寄稿

「Symposium in Latrobe University」『時報しゃりんけん』南山大学社会倫理研究所、第1号、2008年4月、8-12頁。

「教会と自然環境」『JP通信』151号、2008年7月、5頁。

「『地球環境を守る部会』発足にあたって」「日本正義と平和協議会環境を守る部会ニュースレター」第一号、2008年9月、1-2頁。

「聖書における『正義と平和』」『JP通信』155号、2009年3月、9頁。

奥田太郎【おくだ・たろう】

著書

「リアルとヴァーチャル——情報技術時代の哲学としての情報倫理」『岩波講座 哲学4 知識／情報の哲学』岩波書店、pp. 159-177、2008年10月。

論文

「特集「人間の尊厳と生命倫理」へのコメント——あるいは、印籠としての人間の尊厳」『法の理論27』成文堂、pp. 127-144、2008年10月。

「応用倫理的探究において現状維持バイアスは排除されるべきノイズか」『応用倫理』北海道大学、pp. 15-29、2009年3月。

鈴木真【すずき・まこと】

論文

“A Defense of Response-Dependent Account of Well-Being”, November 2008, Proceedings of Applied Ethics: Third International Conference in Sapporo, Center for Applied Ethics and Philosophy, Hokkaido University, Japan, pp. 271-6.

学会・研究会発表

“Blackburn’s Supervenience Argument against Moral Realism”, Third International Conference on Philosophy, Athens Institute for Research and Education, June 3rd 2008, GSEVEE Amphitheater, Athens, Greece.

“They Ought to Do it, But They Can’t: The Two Senses of Ought”, The 22th World Congress of Philosophy, August 5th 2008, Seoul University, Seoul, Korea.

“Does a Democracy Have a Unique Right to Rule? – A Critique of Thomas Christiano’s Democratic Conception of Legitimate Political Authority”, Centre for Applied Philosophy, Politics and Ethics Third International Interdisciplinary Conference: What’s the Big Deal about Democracy?, Centre for Applied Philosophy, Politics and Ethics, September 10th 2008, University of Brighton, Brighton, UK.

「生物多様性と生物種」, 京都生命倫理研究会例会, 京都生命倫理研究会, 2008年9月21日, 京都女子大学.

「現代帰結主義からの反論」(「<ロールズ vs 功利主義>の現在」ワークショップ第三発題), 第59回日本倫理学会ワークショップ, 日本倫理学会, 2008年10月3日, 筑波大学.

「道徳判断動機内在説の批判」, 中部哲学会大会, 中部哲学会, 2008年10月4日, 中京大学.

「規範の構成主義(Normative Constructivism)の可能性」, 南山大学哲学研究会第四回講演会, 南山大学哲学研究会, 2008年10月9日, 南山大学名古屋キャンパス.

「思慮にとっての不可欠さから非自然主義的实在論を導けるか?」, 第41回日本科学哲学会大会, 日本科学哲学会,

2008年10月19日, 福岡大学七隈キャンパス.

“A Defense of Response-Dependent Account of Well-Being”, Applied Ethics: Third International Conference in Sapporo, Center for Applied Ethics and Philosophy at Hokkaido University, November 23 2008, Hokkaido University.

「科学技術リテラシーの意義」, 京都生命倫理研究会例会, 京都生命倫理研究会, 2009年3月21日, 京都女子大学・「新しい規則帰結主義は古い批判をかわせるか?」, 日本イギリス哲学会第33回総会・研究大会, 日本イギリス哲学会, 2009年3月28日, 宮崎大学.

その他

「2008年度第三回懇話会報告」, 2008年10月, 南山大学社会倫理研究所ニューズレター29号.

「2008年度シンポジウム報告1」, 2008年10月, 南山大学社会倫理研究所ニューズレター29号.

南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

丸山雅夫

第一種研究所員

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・准教授 [倫理学、応用倫理学]

Michael Seigel 総合政策学部総合政策学科・教授 [キリスト教社会倫理、和解学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・准教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

川崎 勝 経済学部経済学科・教授 [日本近代史、日本経済史]

坂下 浩司 人文学部人類文化学科・准教授 [西洋古代哲学史、応用倫理学 (工学倫理)]

澤木 勝茂 大学院ビジネス研究科・教授 [オペレーションズ・リサーチ、ファイナンス工学]

杉原 桂太 情報理工学部情報システム数理学科・講師 [科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理]

鈴木 貴之 人文学部人類文化学科・講師 [心の哲学 (心理学の哲学、認知科学の哲学)]

丸山 雅夫 法科大学院法務研究科・教授 [刑事法]

宮川 佳三 外国語学部英米学科・教授 [アメリカ外交、日米関係論、国際関係論]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

研究員

鈴木 真 南山大学・名古屋大学非常勤講師 [哲学、倫理学]

非常勤研究員

伊勢田 哲治 京都大学大学院文学研究科・准教授 [科学哲学、倫理学]

梅澤 彩 摂南大学法学部・講師 [民法、家族法]

川崎 哲 国際交流 NGO「ピースボート」共同代表 [核軍縮、東アジア安全保障]

小林 傳司 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター・教授 [科学哲学、科学論、科学技術論]

瀬口 昌久 名古屋工業大学大学院社会工学研究科・教授 [古代哲学、技術者倫理]

戸田山 和久 名古屋大学大学院情報科学研究科・教授 [哲学、科学哲学、科学技術社会論]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

2009年8月1日現在

研究プロジェクト関連マップ 2009

「公正と平和」研究プロジェクト

「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト

「経済・経営・倫理」研究プロジェクト

「倫理学の可能性」研究プロジェクト

「保護する責任」研究プロジェクト

カトリック社会倫理研究プロジェクト

環境とガバナンス

編集後記

『時報しゃりんけん』2号、無理を言って寄稿していただいた宮川佳三先生、編集を手伝っていただいた事務の垂井久子さんと伊東真理さんたちのおかげで、なんとか発刊となりました。もともと5月に発刊を予定しておりましたところ、諸般の都合で遅れましたこととお詫び申し上げます。2008年から所長、事務職員、研究所員、研究員の顔ぶれが変わりまして日々苦闘しております。今後とも、研究所活動をより活発で質の高いものとするため、皆さまのより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

M. シーゲル、鈴木 真

2009 年 8 月 25 日 発行

編集兼発行人 南山大学社会倫理研究所

名古屋市昭和区山里町 18 〒466-8673

電話 (052) 832-3111 (代表)

代表者 丸山雅夫

E-mail: sharink@nanzan-u.ac.jp

<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

印刷所

株式会社クイックス

名古屋市熱田区桜田町 19-20 〒456-0004

電話 (052) 871-9190 (代表)

